

暮らしに活かそう 五ヶ瀬町サービスガイド



早寝・早起き・朝大豆 オリジナルキャラクター



フラちゃん



ボンくん

平成28年3月
平成30年3月 改訂

もくじ

- | | | | | | |
|---|-----------|---|---------|---|------|
| ① | 五ヶ瀬町の社会資源 | ◇ | 在宅医療 | ◇ | P1 |
| ② | 五ヶ瀬町の社会資源 | ◇ | 介護保険 | ◇ | P6 |
| ③ | 五ヶ瀬町の社会資源 | ◇ | 福祉 | ◇ | P35 |
| ④ | 五ヶ瀬町の社会資源 | ◇ | 保健 | ◇ | P99 |
| ⑤ | 五ヶ瀬町の社会資源 | ◇ | 社会福祉協議会 | ◇ | P108 |
| ⑥ | 五ヶ瀬町の社会資源 | ◇ | 保健所 | ◇ | P114 |



暮らしに活かそう五ヶ瀬町サービスガイド

医 療

在宅医療

■定義

狭義には、緩和医療などの医療者が通院困難な患者の自宅もしくは老人施設などを訪問して医療を行うことです。広義には、「病院外」で行つすべての医療のことである。例えば処方してもらった薬を自宅で飲んだり、注射薬を使用しつつ職場に通ったりするなど、通常社会生活を行いながら、自宅で行う医療、継続する医療はすべて在宅医療といえます。在宅患者は自立度の高い人から低い人まで様々です。

■居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

介護保険のサービスです。かかりつけ医、または担当のケアマネージャーにご相談ください。

【自己負担1割の目安】 ※加算料金がかかる場合があります。

医師・歯科医師の場合（月2回まで） 507円

医療機関の薬剤師の場合（月2回まで） 558円

薬局の薬剤師の場合（月4回まで） 507円

歯科衛生士等の場合（月4回まで） 355円

*同日、同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合。

【問い合わせ先】

○五ヶ瀬町国民健康保険病院 TEL 0982-73-5500

在宅医療

■往診・訪問診療

往診とは、患家の求めに応じて患家に赴き行われた診療のことです。
訪問診療とは、在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して定期的に訪問して行われる診療のことです。

【問い合わせ先】

○五ヶ瀬町国民健康保険病院 TEL 0982-73-5500

■訪問看護

訪問看護とは病院・訪問看護ステーションから、病気や障がいを持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。

- * 訪問看護を利用する際には、主治医の指示書が必要です。
- * かかりつけ医、または担当のケアマネジャー（介護保険の場合）にご相談ください。

【問い合わせ先】

○五ヶ瀬町国民健康保険病院 訪問看護担当 TEL 0982-73-5500

○そよう病院訪問看護ステーション TEL 0967-83-0772

○ケアーズはあとふる 訪問看護リハビリステーション

(平成30年7月から休業)

TEL 0967-74-4755

■訪問リハビリテーション

理学療法士が自宅を訪問して、リハビリを行います。

- * 利用する際には、主治医の指示書が必要です。
- * かかりつけ医、または担当のケアマネジャー（介護保険の場合）にご相談ください。

【問い合わせ先】

○五ヶ瀬町国民健康保険病院 理学療法室 TEL 0982-73-5500



精神・認知症の方へのサービス

■訪問看護

基本的に訪問看護の目的は患者の自立であり、精神科だからといって特段内容が変わるわけではありません。しかし、精神科の看護師の場合、精神科ならではの心の状態のチェックやケアを行うことができるため、心のケアを必要としている患者様に対しては、よりの確な看護を受けることができます。具体的な内容は生活の補助を中心に、生活リズムを整えるためのサポートや復学や就職などの社会復帰に向けてのサポート、服薬の説明・サポートなどです。

【問い合わせ先】

○国見ヶ丘病院 訪問看護 TEL 0982-72-3151

精神が専門です。

○五ヶ瀬町国民健康保険病院 訪問看護担当 TEL 0982-73-550

国見ヶ丘病院利用以外の方が利用できます。

○訪問看護ステーション（五ヶ瀬町も対象地区です）

・ケアーズはあとふる 訪問看護リハビリステーション

（平成30年7月から休業）

■デイケア・デイナイト

精神科デイケアは入院するほどではないものの、回復まであと一歩という方たちのために、外来診療と併せて行われる通院治療、リハビリテーション医療のひとつです。

具体的にはスポーツや趣味活動、ミーティングなどのプログラムがあります。夜間までのデイナイトケアも実施しており、利用者の生活サイクルに合わせて選択いただけます。

【問い合わせ先】

○国見ヶ丘病院 TEL 0982-72-3151

デイケア：9：15～15：15（月～土）

デイナイト：9：00～17：00（火・水・金・土）

病院の紹介



■病院

○五ヶ瀬町国民健康保険病院

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地1

TEL：0982-73-5500

定員：一般病床36床 介護療養病床18床

診療科目：内科・外科・整形外科(水曜午後)・耳鼻咽喉科(木曜午後)

診療時間：8：30～11：30 13：30～16：30

休診日：月(午後)木(午後)・金(午後)、土・日・祝祭日

(急患の場合はこの限りではありません)

歯科医院の紹介

■歯科医院

○五ヶ瀬町歯科診療所

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地5

TEL：0982-82-0083

診療科目：歯科

診療時間：9：00～13：00 14：30～18：30

(土曜日 9：00～13：00)

休診日：土午後・日・祝祭日

調剤薬局の紹介

ディー エムエル
OD・ML五ヶ瀬調剤薬局

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所2119番地8

TEL：0982-73-5455

営業時間：8：30～13：00 14：00～18：00

休診日：土・日・祝祭日

特徴：在宅患者訪問。ジェネリック医薬品



五ヶ瀬町の社会資源 介護保険



暮らしに活かそう五ヶ瀬町サービスガイド

介護保険

介護保険

いざ介護に直面したときに、強い味方になってくれる介護保険。
でも、利用するにはいろいろな条件があります。

【介護保険を利用できる人】

介護保険料をきちんと払っている人で、以下の条件に当てはまる
人が対象です。

- ・65歳以上で、要介護認定を受けている人（第1号被保険者）。

〔介護保険証〕1人に1枚ずつ保険証が交付されます。

65歳になる月に交付されます。

要介護認定・介護サービスを利用する場合に
保険証が必要になります。

- ・医療保険に加入している40歳以上65歳未満で、特定疾病のど
れかに該当し、要介護認定を受けている人（第2号被保険者）。

〔特定疾病〕

- | | |
|-------------|---------------|
| ・筋萎縮性側索硬化症 | ・脳血管疾患 |
| ・後縦靱帯骨化症 | ・骨折を伴う骨粗鬆症 |
| ・多系統萎縮症 | ・閉塞性動脈硬化 |
| ・初老期における認知症 | ・関節リウマチ |
| ・脊髄小脳変性症 | ・慢性閉塞性肺疾患 |
| ・脊柱管狭窄症 | ・早老症 |
| ・末期がん | ・両側の膝関節又は股関節に |
| ・進行性核上性麻痺、大 | 著しい変形を伴う変形性関 |
| 脳皮質基底核変性症お | 節症 |
| よびパーキンソン病 | ・糖尿病性神経障害、糖尿病 |
| | 性腎症及び糖尿病性網膜症 |

要介護認定・保険料

【要介護認定の流れ】

- ①要介護認定を受けるためには申請が必要です。

〔窓口〕五ヶ瀬町役場 福祉課 介護高齢者グループ

〔提出書類〕申請書、介護保険証

- ②認定調査を行います。

認定調査員が本人を訪れて面接調査します。

- ③主治医に主治医意見書を書いてもらいます。

福祉課から主治医に意見書の記入依頼を行いますので、申請後に医療機関を受診してください。主治医がいない場合は、市町村の指定する医師の診断を受けて書いてもらいます。

- ④一次判定・二次判定

コンピューターによる一次判定と認定審査会による二次判定を行います。

- ⑤認定の通知

申請日から30日以内に、申請者に認定結果を通知します。

30日を超える場合は、事前に認定延期と理由を通知します。

【保険料】

平成30～32年度の保険料の基準額は、59,760円（年額）です。月額4,980円になります。基準額をもとに所得に応じた負担になるよう、9段階の保険料に分かれます。

【保険料の納め方】

- ・65歳以上の方

- ①年金年額が18万円以上の人→年金から天引き（特別徴収）

- ②年金年額が18万円未満の人や年度途中で65歳になった人など
→納付書で各自納めます（普通徴収）

- ・40歳～64歳の方は加入している医療保険において計算されます。

- ①国民健康保険加入者→世帯に属している第2号被保険者の数や所得により決まり、世帯主が納めます。

- ②職場の健康保険加入者→給与から差し引かれます。



保険料を滞納すると

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じ
て給付が一時差し止めになったり、本来1割から3割である利用負担
が4割になる等の措置がとられます。保険料は必ず納めてください。

【1年以上滞納した場合】

サービス利用時の支払い方法が変更になります（償還払いへの変更）
サービスを利用したときに、一旦全額を自己負担しなければならな
くなります。（申請により、後から保険給付費が市町村から払い戻さ
れます）

【1年6ヶ月間滞納した場合】

保険給付が一時差し止められます。（払い戻されるはずの給付費の
一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます）
なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引か
れる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

利用者負担が引き上げられます。（本来1割から3割の負担が4割
に引き上げられます）
高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

災害などの特別な事情で、保険料を納めることが難しい場合は、保
険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。

困ったときは、早めに五ヶ瀬町の介護保険担当に相談してください。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 介護高齢者グループ

T E L : 0982-82-1702

認定を受けたら介護支援専門員に相談

■要支援1・要支援2に認定された場合

○介護予防サービスを利用することができます。

地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプランの作成を依頼しましょう。

【問い合わせ先】

- ・五ヶ瀬町地域包括支援センター（役場福祉課内）

TEL：0982-82-1248

■要介護1～要介護5に認定された場合

○介護サービスを利用することができます。

居宅介護支援事業所に連絡しましょう。

担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）を決めます。

担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）と一緒にケアプラン（サービス計画書）を作成します。

【問い合わせ先】

- ・五ヶ瀬町社会福祉協議会 TEL：0982-82-1520

居宅介護支援事業所

○介護保険施設に入所希望の場合には、事前に施設を見学したり、料金や内容などについても確認をしておきましょう。申し込みは、施設に直接行います。

町内及び近隣の施設については、29～33ページを参照してください。

※ このガイドブックには、町内の全事業所と現在五ヶ瀬町の方が利用している近隣の介護保険事業所について掲載しています。掲載されている以外にも、介護保険事業所はありますので、在宅希望・施設入所にかかわらず担当ケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。



非該当と認定された場合（地域支援事業）

■介護保険のサービスを利用することはできませんが、地域支援事業を利用することができます。

- ・地域包括支援センターが地域の高齢者の状態を把握します。
「基本チェックリスト」の結果や、その他の情報をもとに、今後介護や支援が必要となる可能性の高い方を選定します。

- ・その結果、大きく次の2つに分かれます。

①介護や支援を必要としない元気な高齢者

②今後、介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者

- ・状態に応じ、介護予防事業などに参加する事ができます。

【問い合わせ先】

- ・五ヶ瀬町地域包括支援センター（役場福祉課内）

T E L : 0982-82-1248

在宅での生活が困難な場合には、一定の要件を満たすことで、以下の施設の利用ができます。

■生活支援ハウスの利用

- ・町内に住所を有するおおむね60歳以上で、一人暮らし、夫婦のみの世帯で高齢等のため独立して生活することに不安のある人が対象となります。介護保険の施設でなないため、介護が必要な方は利用できません。

【問い合わせ先】

- ・共生型福祉施設ぬくもり生活支援ハウス T E L : 0982-82-1350

※利用に関するお問い合わせは、役場福祉課 T E L : 0982-82-1702

■養護老人ホームの利用

- ・老人福祉法で規定された老人福祉施設です。介護保険の施設ではないため、介護が必要な方は利用できません。また、措置入所のため一定の要件が必要となります。

【問い合わせ先】役場福祉課 T E L : 0982-82-1702

※五ヶ瀬町に養護老人ホームはないため、近隣の施設になります。

訪問系サービス（自宅に来てもらう）

■訪問介護（ホームヘルプサービス）

ヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活支援を受けられます。

①身体介護：食事・入浴・排泄のお世話・衣類やシーツの交換など
〔自己負担の目安〕 20分～30分未満（248円）

30分～60分未満（394円）

②生活援助：居室の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など
〔自己負担の目安〕 20分～45分未満（181円）

45分以上 （223円）

*1割負担の金額です。早朝・夜間・深夜などの加算があります。

*以下のサービスは、介護保険の対象外です。

- ・本人以外のためにすることや日常生活上での家事の範囲を超えることなどはサービスの対象外です。

- ・本人以外の家族のための家事

- ・ペットの世話

- ・草むしり、花の手入れ

- ・来客の対応

- ・模様替え

- ・洗車 など

【問い合わせ先】

・五ヶ瀬町社会福祉協議会 TEL：0982-82-1520

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所10725-5

■訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けられます。

〔自己負担の目安〕 1回（1,250円） *1割負担の金額です。

【問い合わせ先】

・サン・ルーム西臼杵営業所 TEL：0982-87-3006

【所在地】日之影町大字七折12190-1



訪問系サービス（自宅に来てもらう）

■訪問リハビリテーション

通院が困難な方については、主治医の指示に基づき理学療法士等に自宅を訪問してもらいリハビリテーションが受けられます。

〔サービス内容〕

（身体機能）関節拘縮の予防、筋力・体力の維持 など

（日常生活）歩行訓練、日常生活動作訓練 など

〔自己負担の目安〕サービス提供体制の違いにより料金が異なります。

・1回につき 290円

*1割負担の金額です。

【問い合わせ先】

・五ヶ瀬町国民健康保険病院 TEL:0982-73-5500

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所2109-1

■居宅療養管理指導

通院が困難な方については、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等に自宅を訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導が受けられます。

〔自己負担の目安〕

・医師が行う場合 1回につき 507円

*1割負担の金額です。

・医師、歯科医師、医療機関の薬剤師は月に2回まで利用できます。

・薬局の薬剤師、歯科衛生士は月に4回まで利用できます。

・訪問者及び居住する場所（在宅か有料老人ホーム等）によって異なります。

【問い合わせ先】

・五ヶ瀬町国民健康保険病院 TEL:0982-73-5500

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所2109-1

・山都町包括医療センターそよう病院 TEL:0967-83-1122

【所在地】熊本県上益城郡山都町滝上476



通所系サービス（施設に通う）

■通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

〔サービス内容〕

食事、入浴、排泄の介護、健康管理、日常生活動作訓練、レクリエーション など ＊事業所ごとに特色があります。

〔自己負担の目安〕

通常規模型の事業所 所要時間7～8時間未満の場合 ※1日あたり		地域密着型の事業所 所要時間7～8時間未満の場合 ※1日あたり	
要介護 1	645円	要介護 1	735円
要介護 2	761円	要介護 2	868円
要介護 3	883円	要介護 3	1,006円
要介護 4	1,003円	要介護 4	1,144円
要介護 5	1,124円	要介護 5	1,281円

＊1割負担の金額です。

＊事業所の体制により各種加算があります。

【問い合わせ先】

- ・五ヶ瀬町社会福祉協議会 TEL：0982-82-1520

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所10725-5

- ・デイサービス こもれび TEL：0982-83-2343

【所在地】五ヶ瀬町大字鞍岡5830-1

- ・デイサービス けあふる TEL：0967-83-0825

【所在地】熊本県上益城郡山都町馬見原794-8

- ・デイサービス やすなが TEL：0967-72-4231

【所在地】熊本県上益城郡山都町浜町259-20

通所系サービス（施設に通う）

■通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設において、日帰りの機能訓練などが受けられます。

〔サービス内容〕*事業所ごとに特色があります。

（身体機能）関節拘縮の予防、筋力・体力の維持 など

（日常生活）歩行訓練、基本動作訓練（寝返り、起き上がり、移乗動作など）日常生活動作訓練（階段の昇降、入浴、トイレなど）

〔自己負担の目安〕

*事業所の規模や利用時間により異なります。

通常規模の事業所で6～7時間未満の場合

要介護1	667円
要介護2	797円
要介護3	924円
要介護4	1,076円
要介護5	1,225円

1月につき	
要支援1	1,712円
要支援2	3,615円

*1割負担の金額です。

*事業所の体制により各種加算があります。

【問い合わせ先】

- ・介護老人保健施設 神楽苑 TEL：0982-72-3210

【所在地】高千穂町大字押方1130

- ・介護老人保健施設 リハセンターひばり

TEL：0967-64-8000

【所在地】熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田2044-2

※地域により送迎ができない場合があります。



施設を利用する（短期入所）

■短期入所生活介護（ショートステイ）

施設に短期間入居して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

〔サービス内容〕

食事、入浴、排泄の介護、機能訓練（リハビリテーション） ほか

〔自己負担の目安〕併設型多床室の場合

1月につき	
要支援1	437円
要支援2	543円
要介護1	584円
要介護2	652円
要介護3	722円
要介護4	790円
要介護5	856円

*事業所の形態、部屋のタイプによって異なります。

*1割負担の金額です。

*事業所の体制により各種加算があります。

※上記に加え食費・滞在費の負担があります。住民税非課税世帯については、軽減措置がありますので、26ページを参照ください。

【問い合わせ先】

- ・特別養護老人ホーム ごかせ荘 TEL：0982-73-5511

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所10725-1

- ・特別養護老人ホーム 蘇望苑

TEL：0967-83-0870

【所在地】熊本県上益城郡山都町滝上223-1

- ・特別養護老人ホーム そよ風の里ほたる

TEL：0967-83-0311

【所在地】熊本県上益城郡山都町今322-1

施設を利用する（入所）

■施設入所

○療養が中心の施設（介護老人福祉施設）

〔サービス内容〕

療養上の管理、看護、食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護
機能訓練（リハビリテーション）、ターミナルケア など

〔自己負担の目安〕施設サービス費（従来型個室・多床室の場合）

介護度	1日につき	×30日
要介護1	557円	16,710円
要介護2	625円	18,750円
要介護3	695円	20,850円
要介護4	763円	22,890円
要介護5	829円	24,870円

*事業所の形態、部屋のタイプによって異なります。

*1割負担の金額です。

*事業所の体制により各種加算があります。

*原則として新規入所できる方は要介護3以上の方です。

※上記に加え食費・居住費の負担があります。住民税非課税世帯については、軽減措置がありますので、26ページを参照ください。

【問い合わせ先】

- ・特別養護老人ホーム ごかせ荘 TEL：0982-73-5511

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所10725-1

- ・特別養護老人ホーム 蘇望苑 TEL：0967-83-0870

【所在地】熊本県上益城郡山都町滝上223-1

- ・特別養護老人ホーム 雲居都荘 TEL：0982-77-1034

【所在地】高千穂町大字上野17

- ・特別養護老人ホーム 青雲荘 TEL：0982-73-7551

【所在地】日之影町大字七折8826



施設を利用する（入所）

○療養が中心の施設（介護療養型医療施設）

〔サービス内容〕

療養上の管理、看護、食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護
機能訓練（リハビリテーション）、ターミナルケア など

〔自己負担の目安〕施設サービス費（多床室の場合）

介護度	1日につき	×30日
要介護1	745円	22,350円
要介護2	848円	25,440円
要介護3	1,071円	32,130円
要介護4	1,166円	34,980円
要介護5	1,251円	37,530円

*事業所の形態、部屋のタイプによって異なります。

*1割負担の金額です。

*事業所の体制により各種加算があります。

※上記に加え食費・居住費の負担があります。住民税非課税世帯については、軽減措置がありますので、26ページを参照ください。

【問い合わせ先】

・五ヶ瀬町国民健康保険病院 介護療養病床 TEL：0982-73-5500

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所2109-1

施設を利用する（入所）

〇リハビリテーションを受ける施設（介護老人保健施設）

〔サービス内容〕

理学療法士、作業療法士などによるリハビリテーション、診察、投薬、検査などの医療ケア、看護、食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護、相談援助、レクリエーション など

〔自己負担の目安〕施設サービス費（多床室・基本型の場合）

介護度	1日につき	×30日
要介護1	771円	23,130円
要介護2	819円	24,570円
要介護3	880円	26,400円
要介護4	931円	27,930円
要介護5	984円	29,520円

*事業所の形態、部屋のタイプによって異なります。

*1割負担の金額です。

*事業所の体制により各種加算があります。

※上記に加え食費・居住費の負担があります。住民税非課税世帯については、軽減措置がありますので、26ページを参照ください。

【問い合わせ先】

- ・介護老人保健施設 神楽苑

TEL：0982-72-3210

【所在地】高千穂町大字押方1130

- ・介護老人保健施設 彩雲苑

TEL：0967-75-0222

【所在地】熊本県上益城郡山都町北中島2701

- ・介護老人保健施設 ライフライト矢部

TEL：0967-72-1110

【所在地】熊本県上益城郡山都町下市61

- ・介護老人保健施設 リハセンターひばり

TEL：0967-64-8000

【所在地】熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田2044-2



施設を利用する（グループホーム）

■グループホーム

認知症の高齢者が共同で生活する施設

少人数の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

〔サービス内容〕

食事、入浴、排泄の介助、リハビリテーション など

〔自己負担の目安〕

（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス費

介護度	1日につき	×30日
要支援2	755円	22,650円
要介護1	759円	22,770円
要介護2	795円	23,850円
要介護3	818円	24,540円
要介護4	835円	25,050円
要介護5	852円	25,560円

*1割負担の金額です。

*事業所の体制により各種加算があります。

（グループホーム逍遙亭の場合）

家賃	月額 33,500円（特別室35,000円）
食費	月額 33,000円
水道光熱費	月額 11,500円

※ひと月の負担は介護サービス費と家賃、食費、水道光熱費の合計額となります。

※家賃や食費、水道光熱費等、介護サービス費以外の費用については事業所で異なります。

【問い合わせ先】

・グループホーム 逍遙亭 TEL：0982-82-0267

【所在地】五ヶ瀬町大字三ヶ所2109-1

福祉用具貸与

■福祉用具貸与

次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は①～④のみ利用できます。

⑬は、要介護4・5の方のみが利用できます（尿のみを自動的に吸引出来るものは、それ以外の介護区分の方も利用できます）。

- ①手すり（工事をとみなわないもの）
- ②スロープ（工事をとみなわないもの）
- ③歩行器
- ④歩行補助つえ（松葉杖、多点つえ等）
- ⑤車いす
- ⑥車いす付属品（クッション、電動補助装置等）
- ⑦特殊寝台
- ⑧特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等）
- ⑨床ずれ防止用具
- ⑩体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- ⑪認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
- ⑫移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）
- ⑬自動排泄処理装置

〔自己負担の目安〕

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割または2割を自己負担します。用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。



福祉用具購入・住宅改修

■特定福祉用具購入

購入費支給の対象は、次の5種類。

- ①腰掛便器（便座の底上げ部材を含む）
- ②特殊尿器（自動排泄処理装置の交換部品）
- ③入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用てすり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

〔自己負担の目安〕

年間10万円が上限で、その1割から3割が自己負担です。

費用の9割または7割があとから支給されます。

＊指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

＊申請が必要です。

■住宅改修

より安全に生活が送れるように住宅を改修する。

〔対象となる工事〕

- ①手すりの取り付け
- ②段差や傾斜の解消（付帯する工事として転落防止柵の設置）
- ③滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ④開き戸から引き戸への扉の取り替え、扉の撤去
- ⑤和式から洋式への便器の取り替え
- ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事

＊屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

〔自己負担の目安〕

利用限度額/20万円まで（原則1回限り）で、その1割から3割を自己負担します。

＊1回の改修で20万円を使い切らずに数回に分けて使うこともできます。

＊事前申請が必要です。

サービスを利用するときの限度額

■負担

利用者負担は、原則としてかかった費用の1割(所得によって2割または3割)です。

＊施設に入所した場合は、1割から3割負担の他に居住費・食費などの負担が必要です。

【サービス利用限度額】1ヶ月あたり

要介護度に応じて利用できるサービスの上限度額が決められています。

要介護等状態区分	居宅サービス（1ヶ月あたり）		
	利用限度額 （10割）	利用限度額 （1割の場合）	利用限度額 （2割の場合）
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円
要介護1	166,920円	16,692円	33,384円
要介護2	196,160円	19,616円	39,232円
要介護3	269,310円	26,931円	53,862円
要介護4	308,060円	30,806円	61,612円
要介護5	360,650円	36,065円	72,130円

※福祉用具購入費、住宅改修費、居宅療養管理指導については、上記利用額限度額には含まれません。

要介護等状態区分	特定福祉用具購入費の 支給限度額	住宅改修費の支 給限度額
要支援1	年間10万円 うち9割(8割または7割)が支給されます	原則20万円 うち9割(8割または7割)支給されます
要支援2		
要介護1		
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		

※上限を超えてサービスを利用した場合 超えた分の全て（10割）が利用者の負担になります。相談の上計画を立ててください。



負担軽減

■自己負担が高額になったとき

利用者負担が限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

- ・給付を受けるには、市町村への申請が必要です。
- ・同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者を合計します。

【自己負担の限度額】月額

- ・医療保険制度における 現役並み所得者相当の方
限度額：4万4400円
- ・市区町村民税課税世帯の方
限度額：4万4400円
- ・世帯全員が市区町村民税非課税で前年度合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等
限度額：2万4600円
- ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市区町村民税非課税の方
限度額：2万4600円（世帯）
限度額：1万5000円（個人）
- ・世帯全員が市区町村民税非課税で前年度合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等
限度額：2万4600円（世帯）
限度額：1万5000円（個人）
- ・生活保護の受給者の方等
限度額：1万5000円

※福祉用具購入費の利用者負担分、住宅改修費の利用者負担分、支給限度額を超える利用者負担額、施設入所等の場合の居住費（滞在費）・食費・日常生活費などは対象となりません。

負担軽減

■介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護と医療の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療合算介護サービス費）

- ・同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の負担額を合算します。

■高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額

区分		70歳未満の方
基準総所得額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

* 基礎基準額 = 前年度の総所得金額等 - 基礎控除33万円

区分	70歳以上の方
現役並み所得者（課税所得145万円以上の方）※1	67万円
一般（住民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた時に所得が0円になる方（年金収入のみの場合 80万円以下の方）	19万円

※1 平成30年8月から新たに3つの区分に分かれます。

■施設に入所した場合や短期間利用した場合

施設入所や短期期間の利用した場合には、施設サービス費の1割または2割の利用料に加え、居住費（滞在費）・食費、日常生活費の自己負担が必要です。

居住費（滞在費）・食費については、本人及び同一世帯の所得を基に対象の判断をしていましたが、平成27年8月からは、本人の預



負担軽減

貯金及び、別世帯であっても配偶者の住民税の課税状況と預貯金等を含めて判断することになりました。

- ①配偶者が住民税を課税されている場合は対象外（世帯が同じかは問わない）。
- ②預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には対象外
 - ・ 配偶者がいる方：合計2,000万円
 - ・ 配偶者がいない方：合計1,000万円

■住居費・食費の基準費用と負担限度額（＊平成27年8月）

利用者負担額（1日につき）		居住費（滞在費）				食費
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型 個室	多床室	
標準的な費用		1,970円	1,640円	1,150円 (1,640)	840円 (370)	1380円
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、生活保護受給者	820円	490円	320円 (490)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得税金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円 (490)	370円	390円
第3段階	世帯全体が住民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円	820円 (1,310)	370円	650円

＊特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設分で短期を含む。

＊（ ）は、特別養護老人ホームと異なる場合の、介護老人保健施設、介護療養型医療施設分の金額です。

- ・ 減額を受けるためには、五ヶ瀬町役場福祉課に申請をし、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、それを事業所に提示する必要があります。

相談や苦情がある場合

■事業者の相談・苦情窓口

サービス提供事業者には苦情相談窓口が設けられ、責任者がいますので、ご相談ください。また、ケアプランを作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）にも相談できます。

■介護保険担当窓口

介護保険に関する疑問や悩み、苦情などは介護保険担当にご相談ください。

【問い合わせ先】

- ・五ヶ瀬町役場 福祉課 介護高齢者グループ

T E L : 0982-82-1702

■地域包括支援センター

介護保険に関する疑問や悩み、苦情などは町の地域包括支援センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

- ・五ヶ瀬町地域包括支援センター（役場福祉課内）

T E L : 0982-82-1248

■民生委員（地域の相談者）

町民と行政の橋渡しをしてくれます。お住まいの地域の民生委員にご相談ください。



事業所・施設の紹介

■介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる事業所

【要支援1・2と認定された方の支援をします】

○五ヶ瀬町地域包括支援センター（役場福祉課内）

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

TEL：0982-82-1248

営業時間：8：30～17：15

定休日：土・日・祝祭日

その他：総合相談支援事業、権利擁護事業、認知症対応事業、高齢者世帯訪問事業等を実施しています

【要介護1～5と認定された方の支援をします】

○社会福祉法人 五ヶ瀬町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所10725番地5

TEL：0982-82-1520

営業時間：8：30～17：15

定休日：土・日・祝祭日

事業所・施設の紹介

■訪問介護（ホームヘルパー）をしている事業所

○社会福祉法人 五ヶ瀬町社会福祉協議会 訪問介護事業所

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所10725番地5

T E L：0982-82-1520

■訪問入浴をしている事業所

○株式会社サン・ルーム 西臼杵営業所

所在地：日之影町大字七折12190番地1

T E L：0982-87-3006

営業時間：8：30～17：00

■訪問看護をしている事業所

○五ヶ瀬町国民健康保険病院

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所2109-1

T E L:0982-73-5500

○そよう病院訪問看護ステーション

所在地：熊本県上益城郡山都町滝上476

T E L 0967-83-0772

○ケアーズはあとふる訪問看護リハビリステーション

（平成30年7月より休業）

所在地：熊本県上益城郡山都町馬見原794-8

T E L 0967-74-4755



事業所・施設の紹介

■施設

○特別養護老人ホーム ごかせ荘

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所10725番地1

TEL：0982-73-5511

定員：45床

特徴：ショートステイ利用可（5床）

個室14室、2人部屋2室、4人部屋8室

*原則、要介護3以上の方が入所対象となります。

施設サービス費（従来型個室・多床室の場合）

介護度	1人あたり	×30日
要介護1	547円	16,410円
要介護2	614円	18,420円
要介護3	682円	20,460円
要介護4	749円	22,470円
要介護5	814円	24,420円

*上記基本額に、各種加算が追加されます。

*自己負担（1割）の場合の金額です。

*上記に加え食費・居住費の負担があります。

住民税非課税世帯については、軽減措置があります。

○特別養護老人ホーム 蘇望苑

所在地：熊本県上益城郡山都町滝上223-1

TEL：0967-83-0870

事業所・施設の紹介

○特別養護老人ホーム 雲居都荘

所在地：高千穂町大字上野17番地

T E L：0982-77-1034

定員：80床

特徴：個室、多床室 ショートステイ利用可（10床）

○特別養護老人ホーム 青雲荘

所在地：日之影町大字七折8826番地

T E L：0982-73-7551

定員：40名

特徴：全個室 ショートステイ利用可（5床）

○介護老人保健施設 神楽苑

所在地：高千穂町大字押方1130番地

T E L：0982-72-3210

定員：80床

特徴：ショートステイ利用可（1～2床）

○介護老人保健施設 リハセンター ひばり

所在地：熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田2044-2

T E L：0967-64-8000

○介護老人保健施設 彩雲苑

所在地：熊本県上益城郡山都町北中島2701

T E L：0967-75-0222

○五ヶ瀬町国民健康保険病院

所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所2109-1

T E L:0982-73-5500

介護療養病床定員：18床



事業所・施設の紹介

■介護保険施設以外の施設

○住居型有料老人ホーム ケアホーム和音

所在地：五ヶ瀬町大字鞍岡1833番地1

TEL：0982-73-6010

定員：5床

○有料老人ホーム 鶺鴒

所在地：高千穂町大字押方941番地1

TEL：0982-72-9595

定員：36床

○有料老人ホーム 皇寿

所在地：高千穂町大字三田井3380番地1

TEL：0982-72-4611

定員：20床

特徴：空き部屋があればショートステイの利用可

○サービス付き高齢者住宅 はあとふる

所在地：熊本県上益城郡山都町794-1

TEL：0967-74-4688

定員：16床

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

■介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ・介護保険の要支援１・２の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

内容

- ・介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターの職員がケアプランを作成
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

〔自己負担の目安〕通所介護利用の場合

1月につき	要支援１	1,647円
	要支援２	3,377円

*1割負担の金額です。

*事業所の体制により各種加算があります。

*基本チェックリストで該当の方は利用回数によって
金額が異なります。

■一般介護予防事業

- ・男性料理教室
- ・いきいきサロン・お達者クラブ

対象：40歳以上の男性

対象：65歳以上の高齢者

各地区で100歳体操などの介護予防の実施

- ・介護予防・生活支援ボランティア養成講座 など

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 介護高齢者グループ

TEL：0982-82-1702

五ヶ瀬町地域包括支援センター（役場福祉課内）

TEL：0982-82-1248



五ヶ瀬町の社会資源 福祉



暮らしに活かそう五ヶ瀬町サービスガイド

福 祉

身体障害者手帳の申請

身体に障がいのある方の日常生活を支援するために、いろいろな援助の方法がありますが、これらの制度を利用するためには、基本的に「身体障害者手帳」が必要です。

身体障害者手帳は、本人（15歳未満の場合、その保護者）の申請に基づいて、目や耳、手足などの定められた程度の永続する障がいがあると認められたときに交付されます。

【 詳 細 】

① 障がいの範囲

視覚障害、聴覚または平衡機能障害、
音声、言語または咀嚼機能障害、
肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）、
内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、
肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

② 障がいの程度

重い方から順に、1～7級まで分けられ、総合等級が
1級から6級までの方に手帳が交付されます。

*複数の障がいがある方は、より重い等級になる場合があります。

③ 交付を受けるためには（申請手続）

○初めての方 診断書および意見書（指定の様式）

顔写真 1枚

印鑑

○再交付をされる方（障がい程度の変更または障がいの追加の場合）

診断書および意見書（指定の様式）

顔写真 1枚

印鑑

手帳

*指定の様式は役場（福祉課）にありますので、受け取ってください。

身体障害者手帳の申請

○再認定の場合

将来的に障がいの程度の変化が予想される場合、再認定が必要になります。該当者には事前にお知らせしますので、申請してください。

診断書および意見書（指定の様式）

顔写真 1枚

印鑑

手帳

○手帳の紛失、破損の場合

顔写真 1枚

印鑑

手帳（破損の場合）

【 注意事項 】

- ・意見書・診断書は、必ず指定医師に記載していただくようお願いします。
- ・顔写真は、上半身・脱帽で、撮影後1年以内のものを使用してください。（大きさは、たて4cm×よこ3cm）

④ 交付後の届出

○住所が変わった場合

（町外に転出した場合は、転入先の市町村へ届け出てください）

○名前が変わった場合

○手帳所持者が死亡した場合

○障がい程度が軽減し、身体障がい者に該当しなくなった場合



療育手帳の申請

療育手帳は、知的障がい児・者の保護および自立更生の支援を図るため、本人または保護者等の申請に基づいて交付されるもので、各種福祉サービスを受けるための基本となります。

【 詳 細 】

- ① 障がいの程度 : A・B1・B2で示されます。

重度 A (おおむねIQ35以下)

中度 B1 (おおむねIQ50以下)

軽度 B2 (おおむねIQ70以下)

- * 知能指数 (IQ) により区分が困難または不相当と判断される場合は「発達障害程度の指数」を参考に判定されます。

- ② 交付を受けるためには (申請手続)

○初めての方

顔写真 1枚

印鑑

- * 申請する前に、児童相談所または知的障害者更生相談所の判定を受けていただきますので、事前にご連絡ください。

【 注意事項 】

- ・ 交付された手帳に次期判定年月日が記載されている方は、その判定年月日までに児童相談所または知的障害者更生相談所で改めて判定を受けてください。
- ・ 顔写真は、上半身・脱帽で、撮影後1年以内のものを使用してください。(大きさは、たて4cm×よこ3cm)

- ③ 交付後の届出

○住所が変わった場合

(町外に転出した場合は、転入先の市町村へ届け出てください)

○名前が変わった場合

(死亡などにより保護者が変わった場合も含みます)

○手帳所持者が死亡した場合

○障がい程度が軽減し、交付対象者に該当しなくなった場合

精神障害者保健福祉手帳の申請

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図るため、本人または保護者等の申請に基づいて交付されるもので、各種福祉サービスを受けるための基本となるものです。

【 詳 細 】

① 障がいの等級 : 1級・2級・3級で示されます。

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。

3級：日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

② 交付を受けるためには（申請手続）

○初めての方および等級変更を申請される方

- ・精神障がいを支給事由とする年金等を受けている場合
年金証書の写し（特別障害給付金の受給者証でも可）
直近の振込先（支払）通知書等の写し
印鑑
顔写真 1枚

* 原則として障害年金と同じ等級になります。なお、厚生年金の一時金である障害手当金受給者は、3級になります。

○その他の場合

- 医師の診断書（所定の様式）
顔写真 1枚
印鑑

○手帳を紛失、破損した方

- 手帳（破損の場合）
顔写真 1枚（必要に応じて）
印鑑



精神障害者保健福祉手帳の申請

【 注意事項 】

- 手帳の有効期間は2年です。継続を希望する場合は、更新の手続きが必要になります。
- 医師の診断書は、初診日から6ヶ月を経過した日以降のものに限ります。
- 顔写真は、上半身・脱帽で、撮影後1年以内のものを使用してください。（大きさは、たて4cm×よこ3cm）

③ 交付後の届出

- 住所が変わった場合
- 名前が変わった場合
- 手帳所持者が死亡した場合
- 政令で定める精神障害の状態がなくなった場合

障害者総合支援法のしくみ

【 対象者 】

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者（発達障害者を含む）
- 難病等（359疾病）平成30年4月

- * 難病等とは、治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方。
- * 詳細は、福祉課へご相談ください。

■障害者総合支援法のサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

【 自立支援給付 】

- * サービス計画案をふまえ、個々に支給決定が行われます。
 - ◎ 介護給付
 - ◎ 訓練等給付
 - ◎ 自立支援医療
 - ◎ 補装具

【 地域生活支援事業 】

- * 市町村の創意工夫により柔軟にサービスを行うものです。



サービスを利用するまでの流れ

障害者総合支援法によるサービスを利用するためには、申請を行い障害支援区分の認定を受ける必要があります。

①申請手続

○窓口 : 五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-17

○提出するもの : 申請書、手帳

* 申請書は、福祉課にあります

②障害支援区分の調査

○申請後は、福祉課の職員が本人を訪れて、心身の状況を面接調査します。(80項目)

○身体介護を伴わないものは、認定は行わないものとします。

○同行援護の利用申請の場合は、同行援護の調査も加えて行います。

③医師の意見書

○申請時に、医師の意見書をお渡ししますので、主治医に提出してください。

○主治医に、障がいの程度や認知症の状態などの医学的所見や介護サービスを提供する上での留意事項などを意見書に書いてもらいます。

* 特定の主治医がいない場合は、市町村の指定する医師の診察を受けて書いてもらいます。

④一次判定・二次判定

○調査結果と医師の意見書から一次判定と二次判定を行い、障害支援区分の認定が決定します。

○障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いが6段階の区分に分けられます。

サービスを利用するまでの流れ

⑤「サービス等利用計画案」の提出

○申請者は、サービス等利用計画案を指定特定相談支援事業者で作成してもらい、福祉課に提出します。

【 指定特定相談支援事業者 】

○ 相談サポートセンター国見ヶ丘 TEL:0982-72-0923

⑥支給決定

○提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえて、支給が決定されます。

⑦「サービス等利用計画」の提出

○指定特定相談支援事業者は、支給決定後に、サービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成します。

⑧サービス利用開始

○サービスの利用が開始されます。

【 留意事項 】

○ 障がい児

居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成します。

通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者が障害児支援利用計画案を作成。

入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成は必要ありません。



相談支援

サービスを利用するためには、「サービス等利用計画案」が必要です。（指定特定相談支援事業者が作成します）

①サービス利用支援（個別給付）

サービスを利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス提供事業者等と連絡調整を行い当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。

②継続サービス利用支援（個別給付）

サービス等利用計画が適切かどうか、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の作成を行います。

③基本相談支援

障がい者、障がい児等からの相談を受けます。

【問い合わせ先】 指定特定相談支援事業者

○ 相談サポートセンター 国見ヶ丘 TEL:0982-72-0923

相談支援

地域移行支援（施設や病院を退所し、自宅で生活を送られる方の相談）地域定着支援（居宅において単身で生活する方の相談）を行います。

【 指定一般相談支援事業者 】

① 地域移行支援（個別給付）

施設に入所している方や精神科病院に入院している方、または保護施設、矯正施設等を退所する障がい者に対して、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談に対応します。

② 地域定着支援（24時間の相談支援体制等）

居宅において単身で生活する方等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

③ 基本相談支援

障がい者、障がい児等からの相談を受けます。

【問い合わせ先】指定一般相談支援事業者

○ 相談サポートセンター 国見ヶ丘 TEL:0982-72-0923



障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

【 自立支援給付 】

サービス計画案をふまえ、支給決定が行われます。

◎ 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的にを行います。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が疾病等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄または食事の介護等を行います。

障害者総合支援法に基づくサービス

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の支援を行います。

⑧ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

⑨ 施設入所支援

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。



障害者総合支援法に基づくサービス

◎訓練等給付

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。

②就労移行支援

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

③就労継続支援（A型）*雇用契約を結ぶもの

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

④就労継続支援（B型）*雇用契約を結ばないもの

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

* 従来のケアホームは、グループホームに一元化されました。

※入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。（早期に単身等での生活が可能であると認められる者の利用が基本です。）

障害者総合支援法に基づくサービス

【 自立支援医療 】

■更生医療：医療費

【対象者】

18歳以上の身体障害者手帳を所持している方

【内容】

身体障がい者の障がいを軽減・回復させることを目的とする医療費の助成を行います。

【制限】

○自己負担有り

○医療機関の指定あり

○対象となる医療に制限有り（手帳の内容と医療の種類の関係あり）

①腎臓機能障害…血液透析、腹膜灌流、免疫抑制療法等

②心臓機能障害…経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス手術

大動脈弁置換術、ペースメーカー植え込み術等

③肢体不自由…人工関節置換術、人工骨頭置換術、関節形成術等

④視覚障害……水晶体摘出術、眼内レンズ挿入術、角膜移植術等

⑤聴覚障害…外耳道形成術、鼓室形成術、人工内耳埋め込み術等

⑥音声・言語・咀嚼機能障害…唇顎口蓋裂の手術及びその後の保定人工咽頭及び食道発声習慣療法等

⑦小腸機能障害…中心静脈栄養法

⑧HIVによる免疫機能障害…抗HIV療法、免疫調整療法等

⑨肝臓機能障害…肝移植術

【申請に必要なもの】

○手帳

○印鑑

○健康保険証

○診断書（所定の様式）

○特定疾病受給者証（透析患者のみ）

【問い合わせ先】

障害者総合支援法に基づくサービス

■育成医療：医療費

【対象者】

18歳未満の身体に障がいのある児童

現存する疾患を放置すると、これと同程度の障がいを残すと認められる18歳未満の児童

【内容】

確実な治療効果（障がい状況の軽減、改善）が見込まれ、生活能力を得るために必要な医療費の助成を行います。

【制限】

○自己負担あり

○医療機関の指定あり

○対象となる医療に制限あり

（障がい区分と医療の内容が下記のとおり）

《一般障害》

①肢体不自由

②視覚障害

③聴覚、平衡機能障害

④音声、言語、咀嚼機能障害

手術による治療が主となる
が補装具などによる治療(*)
も対象となる場合あり。

*装具・徒手整復・牽引・包帯・リハビリなどの手術によらない治療法

《内臓障害》

①心臓機能障害

②腎臓機能障害…人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法に伴う医療も対象

③小腸機能障害…中心静脈栄養療法に伴う医療も対象

④その他内臓障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸及び小腸機能障害以外は先天性疾患のみ）

《その他》

①免疫機能障害（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの）

障害者総合支援法に基づくサービス

【申請に必要なもの】

- 申請書
- 印鑑
- 健康保険証（世帯全員）
- 意見書（所定の様式）
- 所得・課税証明書（必要に応じて）

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

■精神通院医療：医療費

【対象者】

精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態により、通院医療が必要な方

【内容】

精神疾患を軽減・回復させることを目的とする医療費の助成を行います。宮崎県が支給認定を行い、町ではその申請を受け付けています。

【制限】

- 自己負担あり
- 医療機関の指定あり

【申請に必要なもの】

- 印鑑
- 健康保険証（世帯全員）
- 診断書（所定の様式） 必要に応じて提出します。
- 意見書（所定の様式） //
- 障害年金などの収入がわかる書類又は所得・課税証明書

*精神障害者保健福祉手帳と同時に申請できる場合があります。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702



障害者総合支援法に基づくサービス

■補装具：購入・修理

【対象者】

身体障害者手帳を所持している方

【内容】

身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすくするため
補装具（購入・修理）費を支給します。（事前に申請が必要）

【制限】

- 自己負担あり
- 障がいの種別による制限あり
- 補装具の種類によっては、宮崎県身体障害者相談センターの判定が必要な場合あり

【申請に必要なもの】

- 手帳
- 印鑑
- 補装具費支給意見書（18歳未満のみ）

《参考》

対象者	支給種目
肢体不自由	義手、義足、体幹装具、上下肢装具、座位保持装置
	歩行補助杖、車いす、歩行器 等
視覚障害	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
内部障害	歩行補助杖、車いす、歩行器

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

障害者総合支援法に基づくサービス

【 日常生活用具 】

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持している方で別表Aに掲げる要件を満たす方

【内容】

日常生活を支援するための用具を給付します。

【制限】

- 原則 1 割の自己負担あり
- 等級、障害の種別、世帯構成により制限あり

【申請に必要なもの】

- 手帳
- 印鑑

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

医療費助成（重度心身障害者医療費助成）



【対象者】（下記の手帳を所持している方）

- 身体障害者手帳 1、2 級
- 療育手帳A
- 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳B1

【内容】

保険診療内において医療費の一部負担金を支払ったとき、その支払額から、入院・外来を問わず一人月額1,000円を控除した額を、本人の請求より助成します。

また、高額療養費等がある場合は、その額を差し引いて助成するか、町が本人の委任を受けて代理受領を行います。

なお、入院分医療費については、県内の医療機関窓口で1月あたり 1,000円の負担のみとなります。（受給者証の提示が必要）

【条件】

- 所得制限あり
- 各健康保険に加入していること

【申請に必要なもの】

- 手帳
 - 印鑑
 - 健康保険証
 - 本人名義の預金通帳
 - 所得証明（1月1日現在の住所が町外にあった場合）
- 介護保険の自己負担金については助成しません。医療保険適用の医療費のみ助成対象です。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

医療費助成（後期高齢者医療費の適用）

■後期高齢者医療の適用：医療費

【対象者】（下記に該当する65歳以上の方）

○身体障害者手帳3級以上

ただし、①音声・言語・咀嚼機能障害…4級以上

②肢体不自由のうち、下肢機能障害…4級の1・3・4以上

○療育手帳A

○精神障害者保健福祉手帳2級以上

○障害基礎年金の2級以上程度

○上記以外に医師が後期高齢者医療の適用を相当と認める方（要診断書）

【内容】

後期高齢者医療は通常75歳以上の方に適用されますが、上記の対象者には任意で65歳から後期高齢者医療の申請ができます。後期高齢者医療の資格発生日は、申請日の翌月1日からです。

【制限】

○各健康保険の加入

【申請に必要なもの】

○手帳又は年金証書等の障がい程度を証するもの

○印鑑

○健康保険証

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 町民課 TEL:0982-82-1704



手当・年金（特別障害者手当）

■特別障害者手当：手当

【対象者】

政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

認定要件については条件が複雑なため、お問い合わせください。

【内容】

対象者本人に対し、毎年5月、8月、11月、2月に口座振込により手当を支給します。

（平成30年度26,940円 県が直接支払います）

【制限】

○重度障がい者が在宅であること

○所得制限

【申請に必要なもの】

○印鑑

○診断書（国が定める様式）

○所得証明書（官公庁提出用：1月1日以降に町内へ転入された方のみ）

※各種公的年金等を受給している方は、別途年金等の証書の写し又はその振込先通帳の写しの添付が必要となります。また、毎年8月に所得状況届が必要となります。（所得年度の更新、現況確認の為）

※診断書の内容によっては、障害認定の有期がかかる場合があります。

その場合は定期的な診断書提出が必要となります。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

西臼杵支庁 福祉課 TEL:0982-72-2193

手当・年金（障害児福祉手当）

■障害児福祉手当：手当

【対象者】（下記のいずれかに該当する20歳未満の児童）

- 両眼の視力の和が0.02以下の児童
- 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の児童
- 両上肢の著しい障がいあるいは両下肢の機能を全廃した児童、また、体幹機能障害で座っていることができない児童
- 内臓機能等に重度の障がいがある児童
- IQがおおむね20以下の児童

【内容】

対象児本人に対し、毎年5月・8月・11月・2月に口座振込により手当を支給します。（平成30年度14,650円）

【制限】

- 障がい児が在宅であること
- 所得制限

【申請に必要なもの】

- 印鑑
- 診断書（国が定める様式）
- 所得証明書（県提出用：1月1日以降に町内へ転入された方）

※各種公的年金等を受給している方は、別途年金等の証書の写し又はその振込先通帳の写しの添付が必要となります。また、毎年8月に所得状況届が必要となります。（所得年度の更新、現状確認の為）

※診断書の内容によっては、障害認定の有期がかかる場合があります。その場合は定期的な診断書提出が必要となります。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

西臼杵支庁 福祉課 TEL:0982-72-2193

手当・年金（障害基礎年金）

■障害基礎年金：年金

【対象者】

国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気や怪我がもとで障害認定日（※）において、国民年金法における障害等級1・2級（身体障害者手帳の障害等級とは異なります。）に該当する方。ただし20歳前に初診日のある方や60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日のある方も対象となります。

（※）障害認定日とは、初診日から1年6ヶ月を経過した日、又はその期間中に症状が固定した場合はその日。（症状固定日の特例にあるものについてのみ）

障害認定日に障害等級に該当しない場合、その後の状態が重くなって1・2級に該当するようになった方は、65歳到達日の前日までに支給の申請ができます。（事後重症制度）

【要件等】

○初診日の前日までに、一定の保険料の納付があること

○併給調整（障害年金以外の公的年金を受給できる場合は選択）

*65歳以降は障害基礎年金と老齢厚生年金（退職共済年金）または障害基礎年金と遺族厚生年金（遺族共済年金）は併給することができます。

【給付】

障がいの認定を受けた月の翌月から、障がいの程度がかるくなったり該当しなくなった月、または死亡した月まで支給されます。

なお、支給金額については、障がいの等級及び子の加算額により異なります。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 町民課 TEL:0982-82-1704

延岡年金事務所 TEL:0982-21-5424

手当・年金（障害厚生年金）

■障害厚生年金：年金

【対象者】

厚生年金加入中に初診日のある病気や怪我がもとで、障害認定日（初診から1年6ヶ月を経過した又はその期間中に傷病が治った日（症状が固定した日））において厚生年金法における障害等級1～3級（身体障害者手帳の障害等級とは異なります。）に該当する方。

*事後重症制度あり（障害基礎年金と同様）

【要件等】

国民年金の障害基礎年金の保険料給付条件を満たしていること

【給付】

障がいの程度が1・2級の方には障害基礎年金（国民年金）に上乗せする形で、3級の方には厚生年金独自の給付として支給されます。また、支給開始月及び終了月は、障害基礎年金と同様です。

なお、支給金額については、各人の給与収入の状況（報酬比例での計算）及び配偶者の加給年金の有無により異なります。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 町民課 TEL:0982-82-1704

延岡年金事務所 TEL:0982-21-5424



助成（障害者住宅改造費助成）

■障害者住宅改造費助成：補助

【対象者】（下記のいずれかの手帳を所持している方）

- 身体障害者手帳 1 級～3 級（ただし上肢機能は 1 ～ 2 級）
- 療育手帳 A

【内容】

障がいの状態に応じて自宅の浴室やトイレ、居室等を改造する場合
それに要する費用を助成します。

【制限】

- 在宅であること
- 自己負担あり
- 所得制限
- 新築、増築、維持補修的な改修でないこと
- 工事着工中、着工後でないこと

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

助成（自動車改造助成）

■自動車改造費助成：助成

【対象者】（以下の全ての要件に該当する方）

- 身体障害者手帳 1 級～2 級（上肢、下肢、体幹に係るもの）を所持している方
- 道路交通法の規定により、身体に応じた操行装置及び駆動装置を講ずる必要のある方

【内容】

自動車を改造するための費用を 1 0 万円を上限として助成します。

【制限】

- 所得制限

※改造後の申請は助成対象外です。必ず、改造前に申請し、交付決定を受けてから改造してください。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702



控除（住民税の障害者控除等）

■住民税の障害者控除：控除

【対象者】

納税義務者自身が障がい者である場合、または控除対象配偶者及び扶養親族のうち障がい者がいる納税義務者が対象になります。

【内容】

障がい者1人につき以下の金額を所得金額から差し引くことができます。

対象者（前年12月31日の現在）	所得税	住民税
【特別障害者】	40万円	30万円
身体障害者手帳 1、2級		
療育手帳 A		
精神障害者保健福祉手帳 1級		
同居加算額	35万円	23万円
【その他障害者】	27万円	26万円
身体障害者手帳 3～6級		
療育手帳 B1、B2		
精神障害者保健福祉手帳 2級、3級		

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 町民課 TEL:0982-82-1704

控除（自動車税等の減免）

■自動車税の減免措置：控除

減免できる自動車は、所有者の名義が障がい者本人かつ自動車検査証に「自家用」と記載されているもので障がい者1人につき1台限りです。（自動車税と軽自動車税は、同時に両方の減免を受けることはできません。）

《減免の申請について》

自動車税及び軽自動車税等の減免申請窓口は、普通自動車は延岡県税事務所、軽自動車は五ヶ瀬町役場町民課になります。減免制度の内容等については、それぞれの窓口に直接お問い合わせください。

役場福祉課では、生計同一者の方が運転される場合の減免申請理由証明書等の交付のみ行っています。

○自動車税・自動車（軽自動車を含む）取得税の減免申請

〈 本人が運転の場合 〉

〔使用目的〕 目的は問わない

〔納税義務者〕 障がい者本人

〔申請書類〕 ①自動車税（自動車所得税）減免申請書

②身体障害者手帳等

③運転免許証

④自動車検査証

〔申請時期〕 ①新しく車を取得する場合

・車を登録する日（申請期限）

②既に所有している車の場合

・自動車税の納期限内（申請期限）

〔申請先〕 延岡県税事務所 TEL:0982-35-1811



控除（自動車税等の減免）

○自動車税・自動車（軽自動車を含む）取得税の減免申請

〈 生計同一者運転（A）・常時介護者の運転（B）の場合 〉

〔使用目的〕 A：専ら障がい者の①通院②通学③通所④生業等

*障がい者のために月4回以上、申請以降に半年以上の定期的継続使用が必要。

B：日常的に障がい者の①通院②通学③通所④生業等

〔障がい者の状況〕

身体障害者手帳を所持している方（P65を参照）

療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

〔納税義務者〕

・障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方

○上記の障がいの状況以外で障がい者が18歳未満の場合

・障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方

○上記の障がいの状況以外で障がい者が18歳以上の場合

・障がい者本人

〔申請書類〕 ①自動車税（自動車所得税）減免申請書

②身体障害者手帳等

③運転免許証

④自動車検査証

⑤自動車税減免理由証明証又は常時介護証明書(*1)

*1の証明証の申請に必要なもの

・身体障害者手帳等

・運転者の免許証

・自動車検査証

・通院、通学、通所等の証明証

（用紙は役場福祉課にあります）

・生計同一であることを証明する書類

（住民票、健康保険証等）

・身体障害、知的障害は役場福祉課へ申請

・精神障害は高千穂保健所へ申請

控除（軽自動車税の減免）

- 〔申請時期〕 ①新しく車を取得する場合
- ・車を登録する日（申請期限）
- ②既に所有している車の場合
- ・自動車税の納期限内（申請期限）

〔申請先〕 延岡県税事務所 TEL:0982-35-1811

○軽自動車税の減免申請

〈 本人・生計同一者運転の場合 〉

〔使用目的〕 普通自動車税の使用目的に準じる

〔納税義務者〕

- ・障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方

○上記の障がいの状況以外で障がい者が18歳未満の場合

- ・障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方

○上記の障がいの状況以外で障がい者が18歳以上の場合

- ・障がい者本人

〔申請書類〕 ①身体障害者手帳等

②運転免許証

③自動車検査証

④申請者の印鑑

⑤納税通知書

⑥自動車税減免申請理由証明証

（生計同一者運転の場合は⑥が必要です）

*⑥証明証の申請に必要なものは前頁の⑤です。

〔申請時期〕 軽自動車税の納期の1週間前まで

〔申請先〕 五ヶ瀬町役場 町民課 TEL:0982-82-1704



自動車税・軽自動車税の対象者一覧

本人が運転の場合（●）、生計同一者又は常時介護者運転の場合（○）
*（▲）（△）はそれぞれの等級の一部のみ該当。

身体障害者手帳の		等級					
障がいの区分		1	2	3	4	5	6
視覚障害		●○	●○	●○	▲△（4級の1）		
聴覚障害			●○	●○			
平衡機能障害				●○			
咽頭摘出による 音声機能障害				●○			
心臓,腎臓,呼吸器,膀胱 又は直腸,小腸機能障害		●○		●○			
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		●○	●○	●○			
上肢不自由		●○	▲△（2級の1、2）				
下肢不自由		●○	●○	● △（3級の1）	●	●	●
体幹不自由		●○	●○	●○		●	
乳幼児期以前 の日進行性の	上肢 機能	▲△	▲△				
		（一上肢のもの運動機能障害を除く）					
脳病変による 運動機能障害	移動 機能	●○	●○	●	●	●	●
		△3級のうちの一下肢のみの 運動機能障害を除く					
併合級について		●○	●○	●○	●		
療育手帳		「A判定」●○ 「B1・B2判定」○					
		*特別支援学校の通学 に使用する場合のみ					
精神障害者保健福祉手帳		「1級」●○					

*療育手帳（A判定）及び精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者で
運転免許証を所持されている場合は、税事務所にご相談ください。

五ヶ瀬町役場町民課 TEL:0982-82-1704（軽自動車の場合）

延岡県税事務所 TEL:0982-35-1811（普通自動車の場合）

割引対象者（運賃）

【対象者】

- ①身体障害者手帳の「第1種」と「第2種」（下記等級表参照）
- ②療育手帳は、「第1種」＝A、「第2種」＝B1、B2です。

【身体障害者手帳の等級表】

〔聴覚障害〕

「第1種」：1級～4級-1

「第2種」：4級-2～6級

〔聴覚又は平衡機能の障害〕

「第1種」：聴覚障害1級～3級

「第2種」：聴覚障害4級・6級、平衡機能障害3級・5級

〔音声、言語、咀嚼機能の障害〕

「第1種」：なし

「第2種」：3級～4級

〔肢体不自由：上肢〕

「第1種」：1級～2級-2

「第2種」：2級-3～7級

〔肢体不自由：下肢〕

「第1種」：1級～3級-1

「第2種」：3級-2～7級

〔肢体不自由：体幹〕

「第1種」：1級～3級

「第2種」：5級

〔肢体不自由：乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障害〕

- ・上肢 「第1種」：1級～2級
「第2種」：3級～7級
- ・下肢 「第1種」：1級～3級
「第2種」：4級～7級



割引対象者（運賃）



〔内部障害：心臓機能障害〕

「第1種」：1級～4級

「第2種」：なし

〔内部障害：腎臓機能障害〕

「第1種」：1級～4級

「第2種」：なし

〔内部障害：呼吸器機能障害〕

「第1種」：1級～4級

「第2種」：なし

〔内部障害：膀胱又は直腸の機能障害〕

「第1種」：1級～3級

「第2種」：4級

〔内部障害：小腸機能障害〕

「第1種」：1級～4級

「第2種」：なし

〔内部障害：ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害〕

「第1種」：1級～4級

「第2種」：なし

〔内部障害：肝臓機能障害〕

「第1種」：1級～4級

「第2種」：なし

*使用される方の等級をご確認ください。

*会社により取り扱いが異なる場合がありますので、各会社、営業所
にお問い合わせください。

運賃割引（JR・バス運賃）

■JR運賃の割引

手続き：各駅窓口到手帳を提示し購入してください。

〔第1種〕

○本人が単独で利用する場合

種類：普通乗車券（5割引）

割引特記事項：片道100kmを超える普通乗車賃のみ割引

○本人と介護者1名で利用する場合

種類：普通乗車券（本人・介護者とも5割引）

回数乗車券（本人・介護者とも5割引）

普通急行券（本人・介護者とも5割引）

定期乗車券（本人・介護者とも5割引）

〔第2種〕

○本人のみの運賃割引

種類：普通乗車券（5割引）

割引特記事項：片道100kmを超える普通乗車賃のみ割引

12歳未満の方は、介護者も1人割引

■宮交バス運賃の割引

手続き：バスを利用する際、直接手帳を提示してください。

〔第1種〕

○本人が単独で利用する場合

種類：普通乗車券（5割引）

○本人と介護者1名で利用する場合

種類：普通乗車券（本人・介護者とも5割引）

割引特記事項：本人が小学生未満の場合は、割引制度がある

〔第2種〕

○本人のみの運賃割引

種類：普通乗車券（5割引）

割引特記事項：本人が小学生未満の場合は、割引制度がある



運賃割引（コミュニティバス運賃）

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証、特定疾患医療受給者証を所持している人

○内容

乗車時に手帳を提示することにより、路線区内定額運賃を5割にします。

普通旅客運賃：1回200円が100円

：1ヶ月定期2,000円が1,000円

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 企画課 TEL:0982-82-1717

運賃割引（タクシー・航空・フェリー運賃）

■タクシー運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方

【内容】

乗車時に手帳を提示することにより、タクシー運賃の一部を割引します。

【問い合わせ先】

各タクシー営業所の直接問い合わせください。

■航空運賃の割引

手続き：各航空会社窓口等に手帳を提示して購入ください。

種類：国内線全区間の航空券

【対象者】

満12歳以上の本人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者をいう。）が介護者（航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。）と共に、又は単独で利用する場合に本人及び介護者1名

割引特記事項：各航空会社によって割引率が異なるので、それぞれにお問い合わせください。

■フェリー運賃の割引

割引対象者、割引率、割引き用乗車券の種類等は、船舶会社によって取り扱いが異なりますので、各船舶会社、支店又は営業所へ直接お問い合わせください。



割引（有料道路通行料割引）

■有料道路通行料割引

【対象者】

- 本人運転の場合（身体障害者手帳を所持している方）
- 介護者運転の場合（身体障害者手帳「第1種」又は療育手帳「A」を所持している方）

【内容】

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障がい者に対して、自立と社会的経済活動への支援をするため有料道路通行料金を割引します。

【制限】

- ・自動車は障がい者1人につき1台
- ・自動車の名義は障がい者本人又は生計同一者
- ・自動車は「自家用車」であること（適用されない車もあります）

【申請に必要なもの】

- ・手帳
- ・車検証
- ・免許証（本人運転の場合）
- ・ETC使用の場合は、下記の書類も必要となります。
 - ・ETCカード（障がい者本人名義）
 - ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書等

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

割引（NHK放送受信料免除）

■半額免除の場合

【対象者】

下記のNHKと受信契約している方

- ・視覚障がい者または聴覚障がい者
- ・重度の障がい者（身体1・2級、知的A、精神1級）

【内容】

放送受信料を半額免除する証明書を発行します。

【制限】

対象者が世帯主であること

【申請に必要なもの】

- ・手帳
- ・印鑑

■全額免除の場合

【対象者】

下記のNHKと受信契約している方

- ・生活保護世帯
- ・「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の世帯

【内容】

放送受信料を全額免除する証明書を発行します。

【申請に必要なもの】

- ・手帳
- ・印鑑

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702



駐車場（駐車禁止除外措置）

【対象者】

①身体障害者手帳

- ・視覚障害1級から3級までの各級又は4級の1
- ・聴覚障害2級及び3級
- ・平衡機能障害3級
- ・上肢機能障害1級、2級の1又は2級の2
- ・下肢機能障害1級から4級までの各級
- ・体幹機能障害1級から3級までの各級
- ・脳原性運動機能障害（上肢機能）1級又は2級
- ・脳原性運動機能障害（移乗機能）1級から3級までの各級
- ・心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸の機能障害1級及び3級
- ・免疫、肝機能障害1級から3級までの各級

②療育手帳A

【内容】

上記以上の障がいを持つ対象者が、自動車を使用する場合は、駐車禁止の除外措置があります。「駐車禁止除外指定者標章」の有効期限は3年間で、更新が必要です。

【制限】

- ・県内ナンバーの自動車のみ対象
（県外ナンバーは、県内ナンバーに登録変更してから申請してください）
- ・駐車できるのは、道路標識による駐車禁止場所だけです。
- ・駐・停車禁止場所（交差点、トンネル等の法定の駐・停車禁止場所や道路標識による指定の駐、停車禁止場所）や法定の駐車禁止場所（車庫から3m以内等）は駐車できません。
- ・「駐車禁止除外指定車標章」を運転席前面に表示して駐車してください。

○詳細は、住所地を管轄する警察署へお問い合わせください。

駐車場（おもいやり駐車場）

「おもいやり駐車場」は、宮崎県が発行した「おもいやり駐車場利用証」をお持ちの方に利用していただくための駐車場区画です。

〈おもいやり駐車場利用証 交付基準〉

* 次のうち歩行困難または一時的に歩行困難と認められる方

○身体障害者手帳の等級が該当する方（児童を含む）

- ・視覚障害 4級以上
- ・平衡機能障害 5級以上
- ・肢体不自由（上肢） 2級以上
- ・肢体不自由（下肢） 4級以上
- ・肢体不自由（体幹） 3級以上
- ・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害
 - （上肢機能） 2級以上
 - （移動機能） 6級以上
- ・心臓機能障害 4級以上
- ・腎臓機能障害 4級以上
- ・呼吸器機能障害 4級以上
- ・膀胱または直腸機能障害 4級以上
- ・小腸機能障害 4級以上
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 4級以上
- ・肝臓機能障害 4級以上

○ 知的障がい者

- ・療育手帳の障害の程度が「A」である方

○ 精神障がい者

- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級が「1級」である方

○高齢者

- ・介護保険の要介護状況区分が「要介護2」以上である方



駐車場（おもいやり駐車場）

- 難病患者（児童を含む）
 - ・ 特定医療費（指定難病）受給者又は特定疾患医療受給者（児童の場合は小児慢性特定疾病医療受給者）である方
- 妊産婦
 - ・ 産前4か月～産後3か月である方
- けが人等
 - ・ けが、病気により車いす、杖を使用する方等

◇ ＊申請の際は、身体障害者手帳など、確認のための書類が必要です。

【問い合わせ先】

西臼杵支庁	福祉課	TEL:0982-72-2193
五ヶ瀬町役場	福祉課	TEL:0982-82-1702

母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭及びかつて母子家庭の母としてお子さんを扶養したことがある方（以降＝寡婦）等を対象として、無利子もしくは低利で資金を貸し付けることによって、経済的に自立していただくことを目的としています。

○資金の種類及び貸付限度額、償還期間

①事業開始資金

事業を開始するのに必要な資金

貸付金の限度額 2,850,000円以内(団体4,260,000円以内)

償還期間 7年以内

②事業継続資金

事業を継続するのに必要な資金

貸付金の限度額 1,430,000円以内

償還期間 7年以内

③修学資金

子の修学に必要な資金 （貸付金の限度額P79～P80）

償還期間 修学期間の4倍以内

専修学校(一般課程)5年以内

④技能習得資金

事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得することや高等学校に修学する際に必要な資金

貸付金の限度額 月68,000円以内(特例816,000円以内)

自動車運転免許の取得 460,000円以内

償還期間 20年以内

⑤修業資金

子が事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金

貸付金の限度額 月68,000円以内

自動車運転免許の取得 460,000円以内

償還期間 6年以内



母子・父子・寡婦福祉資金

⑥就職支度資金

就職に際し必要な資金

貸付金の限度額 100,000円以内

自動車の購入が必要な場合330,000円以内

償還期間 6年以内

⑦医療介護資金

医療又は介護を受けるのに必要な資金

貸付金の限度額 医療340,000円以内

(特例の場合480,000万円以内)

介護500,000円以内

償還期間 5年以内

⑧生活資金

1.知識技能を習得している期間

2.医療若しくは介護を受けている期間

3.母子家庭または父子家庭になって7年未満の母または父の生活が安定するまでの期間

4.失業して1年未満の母または父の生活が安定するまでの期間

貸付金の限度額 1の場合：月141,000円以内

2.3.4の場合：月103,000円以内

償還期間 1の場合：20年以内

2の場合：5年以内

3の場合：8年以内

4の場合：5年以内

⑨住宅資金

住宅の建設、購入、改築等に必要な資金

貸付金の限度額 1,500,000円以内

償還期間 6年以内

※災害等または老朽等の増改築の場合2,000,000円以内

償還期間 7年以内

母子・父子・寡婦福祉資金

⑩転宅資金

住宅移転に際し、住宅の賃借に必要な資金

貸付金の限度額 260,000円以内

償還期間 3年以内

⑪就学支度資金

子の入学、入所に必要な資金（貸付金の限度額P81～P82）

償還期間 修学期間の4倍以内

専修学校（一般課程）就業施設は5年以内

⑫結婚資金

子の婚姻に際し必要な資金

貸付金の限度額 1人につき300,000円以内

償還期間 5年以内

○申請貸付にあたっての確認及び注意事項

修学・修業・就職支度・就学支度資金については、直接資金を利用される児童（対象児童）も、連帯して債務を負担する連帯借主となり、母親または父親と協力して返済にあたる責任を負うこととなります。

資金の返済については、月賦・半年賦・年賦から選ぶことができます。

資金を滞納した場合には、年利5%の違約金が算定されます。

利率については、年利1.5%ですが、貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なります。

○申請に必要な書類

- ・貸付申請書
- ・印鑑登録証明書
- ・借用書
- ・戸籍謄本等 その他追加書類が必要となる場合があります。

【問い合わせ先】

西臼杵支庁 福祉課 TEL:0982-72-2193



母子寡婦福祉(添付資料) 修学資金

■修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表

◎高等学校・専修学校（高等課程）

○国公立（自宅通学の時）

1年	27,000円	2年	27,000円	3年	27,000円
----	---------	----	---------	----	---------

○国公立（自宅外通学の時）

1年	34,500円	2年	34,500円	3年	34,500円
----	---------	----	---------	----	---------

○私立（自宅通学の時）

1年	45,000円	2年	45,000円	3年	45,000円
----	---------	----	---------	----	---------

○私立（自宅外通学の時）

1年	52,500円	2年	52,500円	3年	52,500円
----	---------	----	---------	----	---------

◎高等専門学校

○国公立（自宅通学の時）

1年	31,500円	2年	31,500円	3年	31,500円
----	---------	----	---------	----	---------

4年	67,500円	5年	67,500円
----	---------	----	---------

○国公立（自宅外通学の時）

1年	33,750円	2年	33,750円	3年	33,750円
----	---------	----	---------	----	---------

4年	76,500円	5年	76,500円
----	---------	----	---------

○私立（自宅通学の時）

1年	48,000円	2年	48,000円	3年	48,000円
----	---------	----	---------	----	---------

4年	79,500円	5年	79,500円
----	---------	----	---------

○私立（自宅外通学の時）

1年	52,500円	2年	52,500円	3年	52,500円
----	---------	----	---------	----	---------

4年	90,000円	5年	90,000円
----	---------	----	---------

◎短期大学専修学校（専門課程）

○国公立（自宅通学の時）

1年	67,500円	2年	67,500円
----	---------	----	---------

○国公立（自宅外通学の時）

1年	76,500円	2年	76,500円
----	---------	----	---------

母子寡婦福祉(添付資料) 修学資金

○私立(自宅通学の時)

1年 79,500円 2年 79,500円

○私立(自宅外通学の時)

1年 90,000円 2年 90,000円

◎大学(*5年、6年は、医学部等)

○国公立(自宅通学の時)

1年 67,500円 2年 67,500円 3年 67,500円

4年 67,500円 5年 67,500円 6年 67,500円

○国公立(自宅外通学の時)

1年 76,500円 2年 76,500円 3年 76,500円

4年 76,500円 5年 76,500円 6年 76,500円

○私立(自宅通学の時)

1年 81,000円 2年 81,000円 3年 81,000円

4年 81,000円 5年 81,000円 6年 81,000円

○私立(自宅外通学の時)

1年 96,000円 2年 96,000円 3年 96,000円

4年 96,000円 5年 96,000円 6年 96,000円

◎専修学校(一般課程)

1年 48,000円 2年 48,000円

上記は、平成29年4月1日現在の資料です。



母子寡婦福祉(添付資料) 就学支度資金

■就学支度資金貸付限度額一覧表

◎小学校

40,600円

◎中学校

47,400円

◎高等学校

○国公立（自宅通学の時）

150,000円

○国公立（自宅外通学の時）

160,000円

○私立（自宅通学の時）

410,000円

○私立（自宅外通学の時）

420,000円

◎高等専門学校

○国公立（自宅通学の時）

370,000円

○国公立（自宅外通学の時）

380,000円

○私立（自宅通学の時）

580,000円

○私立（自宅外通学の時）

590,000円

◎短期大学

○国公立（自宅通学の時）

370,000円

○国公立（自宅外通学の時）

380,000円

○私立（自宅通学の時）

580,000円

○私立（自宅外通学の時）

590,000円

◎大学

○国公立（自宅通学の時）

370,000円

○国公立（自宅外通学の時）

380,000円

○私立（自宅通学の時）

580,000円

○私立（自宅外通学の時）

590,000円

上記は、平成29年4月1日現在の資料です。

母子寡婦福祉(添付資料) 就学支度資金

■就学支度資金貸付限度額一覧表

◎専修学校（高等課程）

○国公立（自宅通学の時）

150,000円

○国公立（自宅外通学の時）

160,000円

○私立（自宅通学の時）

410,000円

○私立（自宅外通学の時）

420,000円

◎専修学校（専門課程）

○国公立（自宅通学の時）

370,000円

○国公立（自宅外通学の時）

380,000円

○私立（自宅通学の時）

580,000円

○私立（自宅外通学の時）

590,000円

◎専修学校（一般課程）

○自宅通学の時

150,000円

○自宅外通学の時

160,000円

◎就業施設

○自宅通学の時

90,000円

○自宅外通学の時

100,000円

上記は、平成29年4月1日現在の資料です。



ひとり親家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金）

■ひとり親家庭自立支援給付金

自立のために職業訓練に取り組む母子家庭の母や、父子家庭の父に対して給付金を支給する事業です。

■自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、職業能力開発のための対象講座を受講した場合、講座終了後に、経費の6割（12千円を超えて上限20万円まで）を支給します。支給を受けようとする場合は、講座申込前に事前相談が必要です。

【支給対象者】

宮崎県内の町村にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父で、次の要件を満たす方です。

- 1.児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること
- 2.受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- 3.当該教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められること
- 4.過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていないこと

ひとり親家庭自立支援給付金（高等職業訓練促進給付金）

■高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格を取得するため1年以上学校等に通う場合に、3年を上限として生活費の一部を支給します。支給を受けようとする場合は、学校に入学する前に事前相談が必要です。

【支給対象者】

宮崎県内の町村にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父で、次の要件を満たす方です。

- 1.児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること
- 2.養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 3.就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること
- 4.過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていないこと

【支給額】

1.高等職業訓練促進給付金（毎月支給）

- ・町民税が非課税の世帯 月額 100,000円
- ・町民税が課税の世帯 月額 70,500円

2.高等職業訓練修了支援給付金（養成機関修了後に支給）

- ・町民税が非課税の世帯 月額 50,000円
- ・町民税が課税の世帯 月額 25,000円

「ひとり親家庭自立支援給付金」は、予算の範囲内での支給になりますので、支給できない場合があります。

【問い合わせ先】

西臼杵支庁 福祉課 TEL:0982-72-2193



生活保護



■生活保護とは

私たちは、生活しているうちに、高齢や病気などで収入が少なくなり、手持ちの預貯金や資産などを処分するなどやりくりをしても、どうしても生活ができなくなることがあります。

生活保護は、このようなときに、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度です。

【日本国憲法第25条】

国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条】

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

■生活保護を受けるには、次のような要件があります。

①資産の活用

預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず自分たちの生活のために処分などして活用できるものは活用することが要件となります。

ただし、現在お住まいの住宅や障がいなどのため特に必要な自動車生命保険などは、一定の条件のもとにその保有が認められます。

②能力の活用

働く能力がある方は、その能力に応じて働く（働いていない場合は、働くための最善の努力をする）ことが必要です。

③扶養義務者の援助

扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）から援助を受けることができるときはそれが優先します。

④他の制度の活用

生活保護法以外の制度で活用できるものがあるときは、それが優先します。

生活保護

■保護の内容（保護には、次の8種類の扶助があります）

- 1.生活扶助 生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2.住宅扶助 家賃、地代又は住宅の修理などの費用です。
- 3.教育扶助 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 4.介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。
- 5.医療扶助 病気やけがのときの診察、薬剤などの費用です。
- 6.出産扶助 出産に要する費用です。
- 7.生業扶助 技能を身につけたり就職の支度などに必要な費用です。
- 8.葬祭扶助 葬祭に要する費用です。

支給方法は金銭で支給される場合（金銭給付）と介護費、医療費のように西臼杵支庁が代わって支払いをする場合（現物給付）があります。また、このほかに、臨時的な生活の必要に応じて支給する一時扶助（被服費や転居費用など）があります。

■保護の決め方

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族など）を単位にして、その世帯の最低生活費と世帯全部の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

〈 最低生活費 〉

その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決められた基準により計算された1か月分の生活費です。

〈 収入 〉

働いて得た収入、年金・手当など他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の全ての収入をいいます。

○保護が受けられる場合

収入が最低生活費に満たないとき

○保護が受けられない場合

収入が最低生活費を上回るとき

生活保護

■生活保護が決定されるまで

① 申請

生活保護を受けるには、原則として本人か扶養義務者又は同居の
その他親族の申請が必要です。（申請主義）

申請するときは、申請書に必要事項を記入し、役場福祉課もしくは
西臼杵支庁福祉課に提出してください。

② 調査

申請されると西臼杵支庁福祉課の担当員が、家庭訪問などの方法
により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容には次の
ようなものがあります。また、必要がある場合は、銀行、生命保
険会社や勤め先などの関係先の調査を実施します。

- ・現在の生活状況、世帯員の健康状態、扶養義務者の状況、収入
資産、今までの生活状況、その他保護の決定に必要な事項

③ 決定

調査の結果をもとに、保護が必要かどうか、また必要ならどの程
度のものかを申請のあった日から、14日以内（特別な理由のあ
る場合は30日以内）に決定し、文書で通知します。

申請してから決定の通知のあるまでの間に次のようなことがあれ
ば、すぐに西臼杵支庁福祉課に連絡してください。また、困った
ことやわからないことがあれば相談してください。

- ・収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕
送りなど全ての収入）
- ・家族に変動があったとき（出生、死亡、転入、転出）
- ・入院、退院したとき
- ・その他、生活の状況が変わったとき

決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から60日以内に
知事に対して審査請求をすることが出来ます。

生活保護

■保護が開始された場合

原則として、毎月5日にその月分の保護費が金銭で支給されます。

介護費や医療費については西臼杵支庁福祉課が直接、介護機関や医療機関に支払います。

○守っていただくこと

1. 届出の義務（法第61条）

あなたの届出を元にして保護の内容を決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動のあったときには、すぐに西臼杵支庁福祉課に届け出ていただくことになります。

2. 指導・指示に従う義務（法第62条）

あなたの生活状況に応じて、適切な保護を実施するために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わないときには保護が受けられなくなることがあります。

3. 生活上の義務（法第60条）

勤労に励み、支出の節約を図りその他生活の維持、向上に努めなければなりません。（かけごと、パチンコなどの遊興を慎み、計画的に保護費を使わなければなりません。）

4. 譲渡禁止（法第59条）

保護を受ける権利は他人に譲り渡すことはできません。

5. 自動車の保有と他人名義の自動車の使用の禁止

原則として、自動車の保有及び使用は認められていません。



生活保護

■保護費を返していただくことがあります

1. 保護費の返還（法第63条）

- 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなったときには、多くなった分は返していただきます。
- 急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には支給した保護金品を、資力の範囲以内で返還していただくことがあります。

2. 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

事実と違う申請や不正な手段により保護費を受け取ったときには保護費を返していただきます。

また、法律により罰せられることがあります。

【問い合わせ先】

西臼杵支庁 福祉課 TEL:0982-72-2193

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

高齢者福祉サービス

■配食サービス事業

栄養のバランスのとれた夕食を居宅へ配達するとともに、安否確認を行います。

- 対象者：65歳以上の高齢者のみ世帯等
- 利用料：1食 400円（おかずのみ 300円）

■緊急通報システム事業

何らかの事態が生じたときに、専用の通用機器により助けを呼ぶことができる緊急通報装置付きの電話機を設置しています。

- 対象者：一人暮らしの高齢者
- 利用料：1月 700円

■生活状況確認サービス

- 対象者：一人暮らしの高齢者
- 利用料：無料

■ふれあい施設

高齢者の居場所の1つとして、地域の人交流できるように毎週水曜日に開設しています。火曜日と金曜日はボランティア団体が「おしゃべり日和」として開催しています。

■居場所の立ち上げ支援

住民主体の通いの場として地域の居場所の立ち上げ支援を実施しており、現在3か所の支援を行っています。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

五ヶ瀬町地域包括支援センター TEL:0982-82-1248



高齢者運転免許証 自主返納支援事業

■高齢者運転免許証 自主返納支援事業（平成30年新規）

高齢者の交通事故防止のため、運転免許証を自主返納した

高齢者の方に五ヶ瀬タクシーの利用券20,000円分を交付

○ 対象者：65歳以上の方

○ 手続き

高千穂警察署で免許証の自主返納の手続きとタクシー利用券の交付の手続きを行ってください。

手続きには運転免許証と印鑑が必要です。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場

総務課

TEL:0982-82-1700

子育て支援サービス

■出産おめでとう祝金

【対象】支給対象の子どもを養育している父または母

※出生時に継続して1年以上町内に住所登録していること

【内容】五ヶ瀬町の未来を担う子どもの誕生の祝福すること、
子どもの健全育成を図ることを目的に第1子及び第2子に
30,000円、第3子は50,000円、第4子以降は100,000
円を支給します。

【申請方法】支給対象子どもの出生の日から6か月以内に
祝金支給申請書を提出してください。

※出生の順位については、最年長の子を第1子とします
が、満18歳に達した子どもは数にはいれません。

■ブックスタート・ウッドスタート事業

【対象】

町の乳幼児健診4か月健診、7か月健診の対象となる子ども
とその保護者

【内容】

4か月健診対象者には子どもと保護者が心ふれあう時間を
つきっかけとして「絵本」を2冊、7か月健診対象者には、
「木」のぬくもりに触れるきっかけとして「木のおもちゃ」
を贈呈します。

【申請方法】

対象者には健診の案内と一緒に申込書を配付しますので、
受診時にご提出ください。後日、子育て支援センターにて
お渡しします。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702



子育て支援センター

■子ども子育て拠点事業

子育て中の親とその子どもが気軽に集い情報交換や交流を図る場を提供しています。

【通常利用】

対象者：どなたでも（子どもだけの参加は不可）

開所日：月～木曜日（土日祝日・年末年始は閉所）

開所時間：午前10時～午後4時 料 金：無料

主なイベント

お誕生会、七夕まつり、水遊び、ハロウィン、読み聞かせ、クリスマス、まめまき、ひなまつり、フリーマーケット、子育て教室、育児健康相談（月1回）、ほのぼのえがおの日
※ほのぼのえがおの日

毎月1回のほのぼのえがおの日は高齢者など町民が乳幼児ふれあい、えがおになれる日です。詳細は広報で確認ください。

【陽だまり相談】

子育てに関する相談や悩み事、ご家庭の不安などありましたら気軽にお立ち寄りください。

開所日：金曜日

相談時間：午前10時～午後4時

■一時預かり保育

料金：1時間 200円

対象者：未入所の子ども

やむを得ない理由があったり、ストレス解消など

（利用時には事前の申請と3日前までの利用申し込みが必要）

＊イベント開催時は、お断りする場合があります。

■ベビー用品の無料貸出

ベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート 等

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702

五ヶ瀬町子育て支援センター TEL:0982-82-1587

医療費助成（ひとり親家庭等医療費助成）

■ひとり親家庭等医療費助成：医療費

【対象者】

ひとり親家庭の父又は母と療育している児童

【内容】

保険診療内において、医療費の一部負担金を支払ったとき、入院、外来を問わず、その支払い額（高額療養費及び付加給付金がある場合は、その額を除いた額）から一人月額1,000円を控除する額を、本人の請求により助成します。児童については、18歳到達後の年度末まで。父母については、末子が20歳到達月末まで。

＊ 保険外診療分、または入院時の食事療法費は除きます。

【制限】

○所得制限

○各健康保険の加入

【助成方法】

①「県内の医療機関に入院」の場合

入院時に受給資格者証を提示することで、1ヶ月の自己負担額が1,000円で済みます。

②「県内の医療機関で外来・調剤薬局」及び「県外の医療機関での入院・外来」の場合

自己負担額を一旦支払っておき、後日、領収書を添えて申請（請求）することにより、払い戻しを受けられます。

＊申請は、診療日から1年以内となります。

【手続き・届出】

- ・毎年8月に受給資格があるかどうかの更新手続きが必要です。
- ・婚姻等の理由で資格がなくなった場合は、「資格喪失届」が必要です。
- ・住所、氏名、加入保険等が変更になった場合も届出が必要です。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 TEL:0982-82-1702



手当（特別児童扶養手当）

政令に規定する障がいの状態にある20歳未満の児童を監護・養育している父もしくは母に対し支給される手当です。

＊対象児童が公的年金を受けている場合、または対象児童が各種福祉施設に入所している場合は該当しません。

【対象者】

使用診断書	疾病・障害	傷病名等
視覚障害用	視力・視野	未熟児網膜症、白内障、緑内障、視神経萎縮、網膜色素変性症 他
聴力・ 平衡機能・ 咀嚼機能・ 音声言語 機能障害	聴力	神経性難聴、慢性中耳炎、メニエール病、各種熱病後遺症 他
	平衡機能	中枢性平衡失調 他
	咀嚼・嚥下機能	唇顎口蓋裂、重症筋無力症 他
	言語機能	咽頭摘出、発生筋麻痺症 他
肢体不自由用	上肢・ 下肢・ 体幹・ 肢体機能	脳性（小児）麻痺、二分脊椎、筋萎縮症・先天性奇形、骨形成不全症、股関節脱臼、脊椎損傷、脊髄性小児麻痺 他
知的障害・ 精神障害用	精神	統合失調症、分裂病障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害、病状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害（精神遅延） ＊高度の自閉症を含む
呼吸機能 障害用	呼吸器疾患	肺結核、慢性呼吸不全 他
循環器疾患 の障害用	心疾患	先天性心疾患、不整脈、虚血性心疾患 心内膜・心筋・心外膜疾患、拡張型心筋症 他

手当（特別児童扶養手当）

使用診断書	疾病・障害	傷病名等
腎、肝疾患、 糖尿病の 障害用	腎疾患	慢性腎不全、ネフローゼ症候群 他
	肝疾患	慢性肝炎、肝硬変症 他
血液・造血 器、その他 の障害用	血液・造血 器疾患	再生不良性貧血、白血病、溶血性貧血、 悪性リンパ種、血小板減少性紫斑病他
	代謝疾患	糖代謝・脂質代謝・蛋白代謝・ 尿酸代謝・その他の代謝の異常
	悪性新生物	
	その他の障害	腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症、 人工肛門、新膀胱 他

【支給額】

〇月額（対象児1人につき）

1級 … 51,700円 2級 … 34,430円

＊所得が一定額以上の場合には、所得制限により手当は支給
されません。

【現況届】

〇受給者の前年度の所得の状況を8月1日現在の児童の養育の
状況を確認するための届出です。

（この届出をしないと、8月以降の手当の支給を受けることが
できなくなります。）

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課

TEL:0982-82-1702

宮崎県障がい福祉課

TEL:0982-26-7068



手当（児童扶養手当）

父または母と生計を同じくしていない児童（１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある方。障がい児は２０歳未満）を監護・養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。

○受給資格者（児童の状況がいずれかに該当することが必要です）

- ・ 父母が離婚（事実婚・内縁関係の解消を含みます）
- ・ 父または母が死亡
- ・ 父または母が一定程度の障がいの状態にある
- ・ 父または母が生死不明
- ・ 父または母が１年以上遺棄している
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
- ・ 未婚の子など

【手当の額】

- ・ 手当の額は、扶養してる方の人数と所得により異なります。
- ・ 所得が政令で定めた額以上の場合は、手当の全額または一部の支給が停止されます。

（平成２７年４月１日現在）

児童数	全部支給	一部支給
児童１人の場合	42,000円	42,000～9,910円
第２子	5,000円加算	
第３子以降	児等１人に月3,000円加算	

＊一部支給の場合、所得に応じて１０円刻みで決定されます。

【現況届】

○受給者の前年度の所得の状況を８月１日現在の児童の養育の状況を確認するための届出です。この届出をしないと、８月以降の手当の支給を受けることができなくなります。なお、現況届を提出されず２年が経過すると時効となり受給権を失います。

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課
宮崎県こども政策課

TEL:0982-82-1702
TEL:0985-26-7056

五ヶ瀬町の社会資源 保健



暮らしに活かそう五ヶ瀬町サービスガイド

保 健

【問合せ先】五ヶ瀬町役場 福祉課 保健衛生グループ

TEL 0982-82-1702

特定健診（健康診査事業）

【対象者】

特定健診 : 国民健康保険の40歳～74歳の方が対象です。

後期高齢者健診 : 75歳以上の方が対象です。

【健診の内容】

- ・問診 ・身長、体重、腹囲、血圧 ・採血（血液検査）
- ・医師の診察 ・心電図（医師の判断） ・尿検査

【料 金】

無料（実際は、9,000円程度）

【同時に受けられる検査と料金】

※内容が変更になる場合があります。

- ・生保健診 : 無料
- ・肝炎ウイルス検査 : 無料（対象者は年度で決まっています）
- ・前立腺がん検診 : 500円（血液検査で判定できます）
- ・大腸がん検診 : 500円（便潜血検査）

【開催時期】 ※年度によって開催時期が変更になる場合があります。

6月、7月

がん検診・レントゲン検診

【検診の種類と時期】

- ・大腸がん検診：40歳以上の方が対象です。
- * 特定健診時にて回収します。
- * 便潜血検査（2日法）。
- ・前立腺がん検診：50歳以上の男性の方が対象です。
- * 特定健診時に同時に実施します。
- ・肺がん検診（ヘリカルCT）：40歳以上の方が対象です。
- ・乳がん検診：妊婦、授乳期の方を除く30歳以上の方が対象です。
- ・子宮がん検診：妊婦を除く20歳以上の方が対象です。
- ・胃がん検診：40歳以上の方が対象です。

【料 金】

大腸がん検診	500円
前立腺がん検診	500円
胃がん検診	1,000円
子宮頸がん検診	1,000円
乳がん（超音波＋マンモ）検診	3,500円
肺がん検診（ヘリカルCT）	3,500円

レントゲン検診（結核検診事業）

- * 65歳以上の方が対象です。

【開催時期】※年度によって開催時期が変更になる場合があります。

町内各会場をレントゲン車が回ります。

高齢者予防接種（定期）

- ・インフルエンザ 65歳以上
- ・高齢者肺炎球菌 65歳



健康手帳の交付

40歳以上の方を対象に配布しています。各種健診・がん検診の結果、健康相談や血圧・体重、医療の記録等ができるようになっています。

運動教室

エアロビクスやバランスボール等の運動を実施。

健康相談

保健師・栄養士が随時相談に応じます。

不妊治療の相談、助成

保健師が随時相談に応じます。

特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）、一般不妊治療（特定不妊治療を除く不妊治療）を行われたご夫婦に対し、治療費の助成を行います。

特定不妊治療については、宮崎県の助成も併せて受けられます。
（P120、121参照）

妊婦健診と母子訪問

【妊娠がわかったら】

- ・母子手帳の交付（五ヶ瀬町役場 福祉課）
- * 交付日は、月～金曜日（8：30～17：15）祝祭日を除く
保健師等が対応しますので事前に連絡をお願いします。
- ・妊婦健康診査助成券発行
 - ・妊婦健康診査（産婦人科にて受けられます）
 - ・妊婦歯科健康診査（五ヶ瀬歯科診療所で受けられます）
 - ・妊婦健康交通費助成（西臼杵郡以外の医療機関等を受診した妊婦に、交通費の一部を助成します。）
 - ・産婦健康診査費用助成
産後健診の一部助成します。
 - ・新生児聴覚検査費用助成
新生児聴覚検査の一部を助成します。

【母親学級】対象者には、個別に案内を行います。

【訪問】保健師が訪問します。

（同意がとれた場合、支援センター職員も同伴します。）

- ・妊婦・産婦訪問
- ・赤ちゃん訪問（新生児全戸訪問）

乳幼児健診

【乳幼児健康診査】毎月第4金曜日に実施します。

対象者には個別で案内をお送りします。

- ・4か月児健診
- ・7か月児健診
- ・12か月健診
- ・1歳6か月児健診
- ・3歳6か月児健診
- ・5歳児健診



離乳食学級

育児相談、調理実習を取り入れた離乳食学級を行っています。

実習中はスタッフが子守りをします。

【詳細】

開催場所：福祉センター

対象者：対象者には個別に案内を行います。

年に4回実施

料金：無料

【問い合わせ先】

五ヶ瀬町役場 福祉課 保健衛生グループ

TEL:0982-82-1702

予防接種

【定期の予防接種】決められた期間に接種しましょう。

ヒブワクチン

小児用肺炎球菌ワクチン

四種混合ワクチン

水痘（水ぼうそう）

BCGワクチン

日本脳炎ワクチン

麻しん風しん（MR）

二種混合（ジフテリア・破傷風）

子宮頸がんワクチン

B型肝炎

* 子宮頸がんワクチンは積極的勧奨を差し控えております。

【任意の予防接種】

おたふく

A型肝炎

ロタウイルス

インフルエンザ

歯科健診

乳幼児健診の中で歯科健診も行います。

【乳幼児歯科健診】

- * 1歳6か月児歯科健診
- * 歯科健診およびフッ化物塗布（希望者のみ）
2歳児・2歳6か月児・3歳児・3歳6か月児
4歳児・4歳6か月児・5歳児

むし歯予防

【フッ化物洗口】

町内保育所、小・中学校でフッ化物洗口を実施。

【歯みがき指導】

保育所や学校での歯みがき指導やむし歯予防の講話を、保健師が実施しています。

子どもの栄養

【保育所・小学校・中学校の食育活動】

保育所や学校、子育て支援センターにて食育を実施しています。
保育所児を対象にした食育指導や親を対象にした食育講話を実施しています。

【給食検討会・研修会】

町内保育所の給食の検討を行います。
郡内の調理師、園長を対象とした研修会（調理含む）を行います。



育児相談会

保健師、管理栄養士、保育士が相談にのります。

○ 身長、体重測定も実施しています。

【詳細】

開催場所：五ヶ瀬町 子育て支援センター

開催日時：毎月第1水曜日

発達相談

小児科医、心理相談員が相談にのります。

【詳細】

開催場所：高千穂町保健センター げんき荘

* 予約が必要になります（要予約）

ことばの教室

言語聴覚士が相談にのります。

【詳細】

開催場所：高千穂町保健センター げんき荘

* 予約が必要になります（要予約）

訪問

保健師、社会福祉士が随時相談にのります。

デイケア

保健師、栄養士が参加します。

〇月1回、日融工房にて実施しています。

障がい者を対象とした活動です。生活リズムがつかめない、外に出かけて人と会う気がしない、人付き合いが苦手、家族とうまく話し合えない、仕事をしようと思っても自信がない、また、働いても長続きしない、気楽に付き合える友人がいない…など、これらの悩みをもつ方に対して様々なグループ活動に参加してもらうことで、それらの問題を解決する手助けをするものです。



五ヶ瀬町の社会資源 社会福祉協議会



暮らしに活かそう五ヶ瀬町サービスガイド

社会福祉協議会

【問い合わせ先】 五ヶ瀬町社会福祉協議会 TEL：0982-82-1520

社会福祉協議会の各種事業

■地域福祉事業

【目的・内容】

地域住民の相談役でもある民生委員児童委員協議会の事務局をはじめ、五ヶ瀬町共同募金委員会、日赤五ヶ瀬町分区事業、高齢者や障がい者、児童福祉活動等を行っています。また、各種福祉団体、ボランティア団体等の活動支援、ふくしまつりの開催、福祉施設を交えた啓発活動や福祉教育、広報誌「社協だより」の発行等、主に地域福祉と在宅福祉サービスについて事業を行っています。

■ボランティアセンター事業

【目的・内容】

本町のボランティアやボランティア団体の育成、ボランティア活動の企画や育成講座、体験講座の開催、そしてボランティアを必要としている人とのコーディネート業務等を実施しています。

年に2～3回「加勢の日」を実施し、たすけあい活動を促進している。災害が発生した時は、災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入れや被災者宅への派遣等の業務を担う事にもなっており、万が一に備えた訓練も事業の一つとして毎年取り組んでいます。

【実施期間】 通年

■相談事業

【目的・内容】

町民の皆さんが抱えている様々な相談をケアマネジャーを中心に相談事業を行っています。

また、人権擁護相談、行政相談、弁護士による無料法律相談会場として福祉センターで実施しています。

【実施期間】 通年

社会福祉協議会の各種事業

■生活福祉資金貸付事業

【目的・内容】

本町在住の低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、生活資金をはじめ、子どもの就学支援資金、災害時等の資金の貸付け等を行っています。

【実施期間】

通年

■たすけあい資金貸付事業

【目的・内容】

本町に居住している低所得者を対象に、急にお金が必要になったり生活費等に困っている方々に対し、無利子による小口の貸付を行います。

【実施期間】

通年

■日常生活自立支援事業

【目的・内容】

金銭や書類の管理等に不安のある方々に代わり、代金の支払いや各種の申請書等の受け渡し等のお世話をし、安心した生活が送れるよう支援しています。

【実施期間】

通年

■訪問介護、居宅介護、重度訪問介護事業

【目的・内容】

自宅で自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護保険制度の下で高齢者を、また障害者総合支援法の下では障がい児・者の方々を対象に、掃除、洗濯、炊事等の生活援助や、食事や入浴の介助、清拭、排泄の介助等の身体介護業務を行っています。

【実施期間】

通年



社会福祉協議会の各種事業

■通所介護事業

【目的・内容】

介護保険制度の下で在宅福祉サービスの1つとして通常型通所介護（デイサービス）事業を行っています（定員25名）。

家に閉じこもりがちな在宅高齢者に、施設で半日過ごしていただき入浴や食事の提供を行うとともに、体力の維持等を目的としたレクリエーションや機能訓練等も実施しています。

施設に来ることにより、他の人とのコミュニケーションが図られ、また家族の方も介護からの解放にも繋がっています。

【実施期間】 通年（月～金曜日・祝日も含む）

■居宅介護支援事業

【目的・内容】

介護保険に認定された方々が、自宅で生活できるよう、各種福祉サービスを利用する時の相談や助言、利用したいサービスの提供施設との連絡調整等のお世話を行っています。

【実施期間】 通年

■日赤五ヶ瀬町分区事業

【目的・内容】

毎年住民の皆様には協力いただいている日赤社資募金の交付金をもとに、日赤奉仕団の活動支援や、普段からの心がけとしての救急法、幼児安全法、健康生活の各講習会の実施、また青少年赤十字加盟校の活動支援等を行っています。

他にも災害支援物資を備蓄し、被災者に配布したり、炊き出しの訓練などの災害発生時における支援等を行っています。

また、災害時発生時に義援金募集等も行っています。

【実施期間】 通年

社会福祉協議会の各種事業

■五ヶ瀬町共同募金委員会事業

【目的・内容】

毎年住民の皆様からお寄せいただく赤い羽根共同募金の配分金を使って、各種福祉団体やボランティア団体への活動援助、児童福祉や老人福祉啓発活動、社協だよりによる地域福祉啓発活動、学校教育支援、ふくしまつり、一人暮らし高齢者交流会、歳末たすけあい訪問等の事業を行っています。

【実施期間】 通年

■シルバー人材センター事業

【目的・内容】

退職した高齢者の方々の生きがいづくりや社会参加を目的に、経験や知識、技能を活かした活動としてのシルバー人材センター業務を行っています。

【実施期間】 通年

■住民参加型・在宅福祉サービス事業

【目的・内容】

住民の参加と協力のもとに「住民相互で助け合い、支え合いながら」生活支援や介護サービス等を提供していくサービスです。

利用会員、協力会員がボランティアセンターに登録し、利用会員の要望によりコーディネーターが調整を行い協力会員がサービス提供を行っている有償サービスです。

【実施期間】 通年



その他（町の受託事業）

■民生委員児童委員協議会

町の委託事業として厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員の協議会を運営しています。

■配食サービス事業

町の委託事業として在宅高齢者の方々を対象に夕食の配食サービスを行っています。

■共生型福祉施設「ぬくもり」

介護予防・日常生活支援総合事業の1つとして通所型サービス事業を行っています。

家に閉じこもりがちな在宅高齢者に、送迎を行い施設で過ごしていただき、入浴や食事の提供を行うとともに、体力の維持等を目的としたレクリエーションや機能訓練等を実施しています。

施設に来ることにより、他の人とのコミュニケーションが図られ、また家族の介護からの解放にも繋がっています。

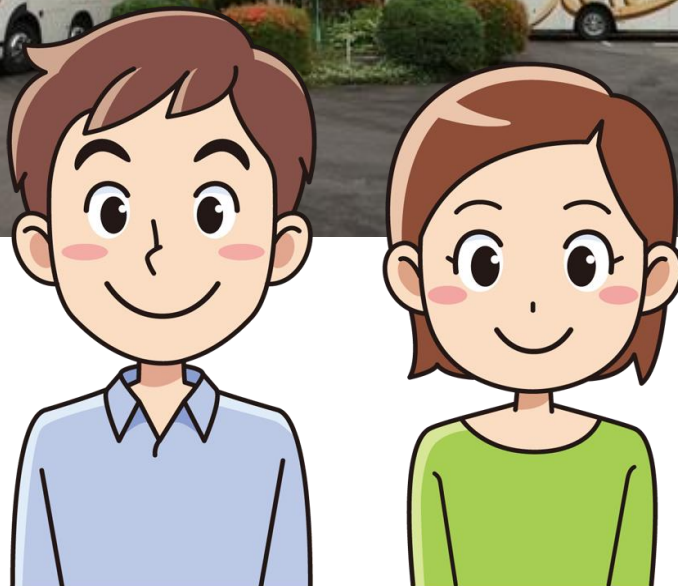
【実施期間】 通年（月～金曜日）

■高齢者生活支援ハウス事業

廃校になった小学校校舎を改造した部屋（10部屋）に一人暮らし高齢者など、自宅生活に不安のある方に宿泊を提供しています。

【実施期間】 通年

五ヶ瀬町の社会資源 保健所



暮らしに活かそう五ヶ瀬町サービスガイド

高千穂保健所

【問い合わせ先】 高千穂保健所 TEL：0982-72-2168

小児慢性特定疾病医療費助成制度

■小児慢性特定疾病医療費助成制度とは

児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し小児慢性児童等の御家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

■医療費助成の対象者（以下の要件を全てを満たすこと）

保護者が宮崎県内（宮崎市を除く）に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続手続きを行なうことにより、20歳未満まで延長することができます。）

何らかの医療保険に加入している児童（生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を受けている場合は対象となります。）

平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）」が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されています。

対象の疾病は平成29年4月1日から722疾病となり、平成30年4月1日からは756疾病に拡大されました。

■対象となる医療と自己負担額

指定小児慢性特定疾病医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）における上記の対象疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に関する医療が対象となります。

申請の承認後に交付される「小児慢性特定疾病医療受給者証」を、指定小児慢性特定疾病医療機関に提示することで、医療費の助成が受けられます。

医療費の2割を医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）の窓口でお支払いいただきます。（1か月の窓口でのお支払いが自己負担の上限に達した時点で同月においては、それ以降の支払いはなくなります。）

小児慢性特定疾病医療費助成制度

自己負担上限額は、保護者や児童等と同じ医療保険に加入する方の所得及び児童等の状態（重症区分や人工呼吸器等装着者区分に該当する場合）などに応じて異なります。

■申請に必要な書類について

申請窓口及びお問い合わせ先はお住まいの地域を管轄する保健所になります。申請を希望される方は、必ず保健所に必要な書類をご確認の上、用意してください。

難病医療費助成制度

■難病医療費助成制度とは

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、国が指定した指定難病の医療にかかる費用の一部を県が助成し、医療費の負担軽減を図る制度です。

■医療費助成の対象者（以下のいずれかの要件を満たすこと）

指定難病にかかっていると認められる者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) その病状の程度が、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度である者

(2) 当該支給認定の申請のあった月以前の12月以内に医療費が

33,330円を超える月数が既に3ヵ月以上ある者

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されています。

対象疾病は、平成29年4月1日からそれまでの306疾病から330疾病となり、平成30年4月1日から331疾病となりました。



難病医療費助成制度

■対象となる医療と自己負担額

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション等）で受診等をした場合のみ公費負担を受けられます。

申請の承認後に交付される「特定医療費（指定難病）受給者証」を、指定医療機関に提示することで、医療費の助成が受けられます。毎月、下表の額を限度として、医療費の2割※を自己負担金として指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション等）の窓口でお支払いいただきます。（1か月の窓口でのお支払いが自己負担の上限に達した時点で同月においては、それ以降の支払いはなくなります。）

※後期高齢者医療保険や介護保険はもともと1割負担ですが、この場合は2割ではなく1割の自己負担となります。

自己負担上限額は、所得及び病状の状態（高額かつ長期や人工呼吸器等装着者区分に該当する場合）などに応じて異なります。

■申請に必要な書類について

申請窓口及びお問い合わせ先はお住まいの地域を管轄する保健所になります。申請を希望される方は、必ず保健所に必要な書類をご確認の上、用意してください。

特定疾患治療研究事業医療費公費負担制度

宮崎県では、原因が不明であって治療法が確立していない、いわゆる難病のうち特定疾患について、医療の確立とその普及並びに患者の医療費の負担軽減を図っています。

■該当となる疾患

疾患名	助成内容
スモン	特定疾患治療研究事業での医療費助成 新規申請と更新申請どちらも申請可能です 有効期間1年間の特定疾患医療受給者証を交付します
プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	特定疾患治療研究事業での医療費助成 新規申請と更新申請どちらも申請可能です 有効期間1年間の特定疾患医療受給者証を交付します
難治性肝炎のうち劇症肝炎	平成27年1月1日以降、新規申請は行いません 更新申請のみ申請可能です 有効期間半年の特定疾患医療受給者証を交付します
重症急性膵炎	平成27年1月1日以降、新規申請は行いません 更新申請のみ申請可能です 有効期間半年の特定疾患医療受給者証を交付します
重症多形滲出性紅斑（急性期）	新制度（難病の患者に対する医療等に関する法律）にて、スティーヴンス・ジョンソン症候群と中毒性表皮壊死症として指定難病となりました。 現在、重症多形滲出性紅斑（急性期）の特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、現在お使いの特定疾患医療受給者証（有効期間半年）の更新後から、新制度での医療費助成が行われます。

■申請に必要な書類について

申請は所定の様式で行なう必要があります（疾患により異なります）

県内各保健所に申請書等が備えてありますので、お住まいの住所地を所管する保健所にご相談ください。



肝炎治療費助成事業

宮崎県では、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療による医療費の一部助成を行っています。

■対象となる医療

C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行なうインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療及びB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療とインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。

■助成の方法

審査会で認定された対象者には、受給者証を交付します。

医療機関を受診する際に、この受給者証を提示することで、保険診療に係る医療費の自己負担額の一部について助成が受けられます。

■助成内容

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療及び当該治療に係る検査料等です。

ただし、世帯の市町村民税（所得割）課税年額に応じて自己負担があります。

■助成期間

助成期間は、原則として有効期限開始日（交付申請の受理日の属する月の初日）から1年以内です。そのため、新たにインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を予定されている方は、助成対象となる治療をいつから開始するのかを医療機関等にご相談のうえ、申請してください。

※インターフェロン治療における当該制度利用は、原則1人1回となりますが、医学的に再治療が有効と認められる一定の要件を満たす方については、2回目の利用が可能です。

肝炎治療費助成事業

※B型肝炎の核酸アナログ製剤治療については、医師が必要と認めた場合に限り更新ができますが、再度申請書類の提出が必要です。

※インターフェロンフリー治療における当該制度利用は、1人1回となります。



ウイルス性肝炎重症化予防事業

ウイルス性肝炎は適切な治療を受けることで重症化予防が可能な疾患ですが、陽性者の多くが医療機関を受診していない現状があるため、陽性者に対する検査費用の助成やフォローアップを行なうことにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的としています。

■ 検査費用助成

(1) 初回精密検査の助成

1.内容

指定された医療機関において初回精密検査を受診し、医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を助成します。

※助成額は、ウイルス疾患指導料及び検査に関連する費用として県が認めた費用。

2.対象

以下の要件に全て該当する者

- (ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (イ) 初回精密検査日から1年以内に保健所又は委託医療機関もしくは市町村の健康増進事業の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者
- (ウ) フォローアップに同意した者

(2) 定期検査の助成

1.内容

指定された医療機関において定期検査を受診し、医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を助成します。

※助成額は、ウイルス疾患指導料及び検査に関連する費用として県が認めた費用

ウイルス性肝炎重症化予防事業

2.対象

以下の要件に全て該当する者

- (ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (イ) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- (ウ) 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- (エ) 肝炎治療費特別推進事業の受給者証の交付を受けていない者
- (オ) フォローアップに同意した者

(3) 申請窓口

(1) 初回精密検査 (2) 定期検査ともに県内8保健所が窓口となります。



不妊治療費助成事業（体外受精・顕微鏡受精）

■対象者

- ・夫婦のいずれか又は両方が県内にお住まいで、指定医療機関（県外の医療機関も対象）において医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
- ・夫婦の前年（1月から5月までの申請は前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。（詳しくは、所得の計算方法の表をご覧ください。）
- ・夫婦のいずれかが特定不妊治療に係る費用について宮崎市又は県外の地方公共団体から助成を受けていないこと。
- ・助成を受けようとする治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。

■助成内容

・助成金額

夫婦一組に対し『治療1回につき、上限額15万円（ただし、C及びFの治療については7万5千円）まで』とします。

《助成対象となる治療》

A.新鮮胚移植を実施

B.採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施

C.以前に凍結した胚による胚移植を実施

D.体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E.受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F.採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

・助成回数

※年齢はいずれも治療開始時における女性の年齢で判断します。

1.新規に助成を申請する方で39歳以下の方

→通算6回までとします。（年間制限はありません）

不妊治療費助成事業（体外受精・顕微鏡受精）

2.新規に助成を申請する方で40歳以上の方

→通算3回までとなります。

3.平成25年度以前に助成を申請されていた方で、初回の助成に係る治療を受けた年齢が40歳未満の方

→1年度につき年2回まで、助成期間は通算して5年度までとします。ただし通算10回を超えないものとします。平成28年度以降は43歳になるまでに通算6回までとなります。

4.平成25年度以前に助成を申請されていた方で、初回の助成に係る治療を受けた年齢が40歳以上の方

→1年度につき年2回まで、平成28年度以降は43歳になるまでに通算3回までとなります。

5.平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合

→助成はありません。

■申請に必要な書類

- ・宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付申請書
- ・宮崎県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（指定医療機関が発行）
- ・領収書（指定医療機関が発行）
- ・住民票（交付後3か月以内のもので夫婦の氏名及び続柄が確認できるもの）
- ・戸籍抄本（交付後3か月以内のもの、ただし住民票で夫婦の氏名及び続柄が確認できれば不要）
- ・夫及び妻の所得証明書（児童手当用：市町村が発行）

※夫又は妻の一方が宮崎市又は県外に居住している場合は他の地方公共団体から特定不妊治療費の助成を受けていないことに関する申立書が必要となります。



不妊治療費助成事業（体外受精・顕微鏡受精）

■申請方法

- 県内の保健所へ提出してください。
- 申請回数は1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回までを限度とします。
- 治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）までに提出してください。ただし、3月中に治療が終了した場合には、4月末日までは申請を受け付けます。

不妊治療費助成事業（男性不妊治療費）

平成27年4月から、体外受精などの特定不妊治療の一環として行なう、男性不妊治療に対する治療費助成を行います。

■対象となる治療費

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に至る過程の一環として行われる、以下の男性不妊治療。

- ・ 精巣内精子採取法（TESE）
- ・ 精巣上体内精子吸引採取法（MESA）
- ・ 上記採取法により採取した精子の凍結及び融解

※保険適用外のものに限りません。

■助成内容

- ・ 1回の治療につき15万円まで。（融解治療については5万円まで）
- ・ 助成回数同時に申請する特定不妊治療助成金と同様とします。

■申請方法

- ・ 特定不妊治療助成金の申請と同時に関係書類を県保健所へ提出してください。※郵送でも可。

申請は治療が終了した日が属する年度の末日（3月31日）までに行ってください。

ただし、3月中に治療が終了した場合には、4月末日までは申請を受け付けます。

■申請書類

- ・ 宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付申請書
- ・ 宮崎県男性不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関が発行）
- ・ 領収書



不妊治療費助成事業（不育症治療費）

■不育症とは

不育症（習慣性流産）とは、妊娠はするけれども、流産や死産、早期新生児死亡（生後1週間以内の赤ちゃんの死亡）を2回以上繰り返す場合を言います。

最近では、不育症の原因として、いくつかの要因が明らかとなり、原因によっては、治療を行なうことにより出産にいたることが可能な場合もあります。

宮崎県では、平成27年4月から、不育症の治療費に対する助成を開始します。

■対象となる治療費

不育症と診断された方が妊娠した場合において、国内の医療機関にて行われる、ヘパリン又はアスピリンを主とした不育症治療に係る費用

※次に掲げる費用は助成の対象としません。

- （1）不育症の診断に係る検査費用
- （2）入院時の差額ベッド代、食事代又は文書料等、直接治療に係らない費用
- （3）出産（流産、死産等を含む）にかかる費用

■対象となる方

- ・夫婦のいずれか又は両方が県内にお住まいで、不育症と診断された方。
- ・夫婦の前年（1月から5月までの申請は前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。
- ・治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。
- ・妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。

■助成内容

助成金額 1回の妊娠期間につき8万円まで

助成回数 特に制限なし

不妊治療費助成事業（不育症治療費）

■申請の方法

- ・ 関係書類を保健所へ提出してください。※郵送でも可。
- ・ 治療が終了した日から起算して6か月後の月末日までに申請してください。

■申請に必要な書類

- ・ 宮崎県不育症治療費助成金給付申請書
- ・ 宮崎県不育症治療費助成事業受診等証明書（医療機関が発行）
- ・ 領収書
- ・ 宮崎県内の市町村に住所を有することを証明できる書類
- ・ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- ・ 夫及び妻の所得額を証明する書類（児童手当用）
- ・ 妻の健康保険証の写し



特定感染症検査

特定感染症（エイズ等の性感染症やB型・C型肝炎）に関する相談と検査を行います。

■開設日

毎月第2火曜日（11：00～12：00）

■備考

検査については要予約

骨髄バンク登録

骨髄移植を推進するため希望される方にドナー登録を行います。

■開設日

毎月第2火曜日（10：00～11：00）

■備考

要予約

ひきこもり・こころの健康相談

精神科医が精神科の病気や心の健康に関する相談に応じます。

■開設日

年4回（14：00～16：00）

■備考

要予約